

秋田城跡

昭和59年度秋田城跡発掘調査概報



秋田市教育委員会
秋田城跡発掘調査事務所

昭和59年度秋田城跡正誤表

ページ	行	誤	正
例 言	下から 2 行目	国立民俗民俗	国立歴史民俗
1	下から 13 行目	掘立建物	掘立柱建物
"	下から 9 行目	古代城柵	古代城柵
9	上から 4 行目	乗燭	乗燭
29	上から 10 行目	S B 746か	S B 746が
42	最 下 行	政庁殿建物変遷図	政庁内建物変遷図

昭和59年度秋田城跡発掘調査概報

秋 田 城 跡

秋 田 市 教 育 委 員 会
秋田城跡発掘調査事務所

序 文

史跡秋田城跡は第40次調査を終了し、遺跡の中心部であります政庁域の状況がほぼ把握できる段階に至りました。また、今年度は発掘調査と併行して日々着手が予定される環境整備事業に向けての予備調査が実施され、その実現化に大きく前進した年でもあります。

調査成果といましましては、政庁域においてこれまで私共の念願でもありました正殿跡を見発見したことが第一に上げられます。しかも、その柱痕跡からはおびただしい焼壁と炭化材が出土し大火災を被ったことがうかがわれます。

これまで多くの文献資料がありながら一つとして対比の可能な遺構がなかっただけに、この焼失正殿は今後の秋田城変遷を考える上で大きな指標となるものと考えられます。

また政庁域の調査に先立って実施された第39次調査では沼沢跡から人形、人面墨書き土器、斎串等々、多数の木製品が出土いたしました。これら種々の木製品はすべて古代「まじない」に関係した遺物であり都から遠く離れた出羽国最北の地でも中央と同様の儀式が取り行われたことが実証されたわけです。

素朴ではあるが、しかし不可欠な「まじない」現代において失いかけている精神文化を古代の遺物を通して通感した次第であります。

このような多くの成果を得ることができましたのも常日頃からのご指導、ご援助をいただいている文化庁、宮城県東北歴史資料館、同多賀城跡調査研究所、秋田県文化課等々多くの方々のご協力があって始めてなし得たものと深く感謝申し上げるとともに今後の調査につきましてもより一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げる次第であります。

昭和60年3月

秋田市教育委員会 教育長 高 泉 宏 作

目 次

I 調査の計画	1
II 第39次発掘調査	
1) 調査経過	2
2) 検出遺構と出土遺物	5
3) まとめ	23
III 第40次発掘調査	
1) 調査経過	24
2) 検出遺構と出土遺物	30
3) 各層位出土遺物	40
4) まとめ	41

例 言

- 本概報の図面・遺物整理・執筆・編集は小松・日野・高橋（補佐員）があたった。
- 遺物実測図・写真的縮尺は3分の1である。
- 第39次調査出土の木製遺物は、整理日数の関係で一部の写真のみ掲載した。実測図・写真については後日報告したい。
- 漆紙文書の解説と赤外線テレビカメラによる写真是、東北歴史資料館・多賀城跡調査研究所佐藤和彦氏と国立歴史民俗博物館平川南氏のご協力を得た。
- 石帶の石質鑑定は、秋田県立博物館の嵯峨二郎・渡辺晃両氏にお願いした。
- 第40次調査、柱痕跡出土「白土」については、国立歴史民俗博物館の水嶋正春氏及び秋田大学本多朔郎教授に分析をお願いした。
- 発掘調査にあたっては下記の機関、諸氏からご指導・ご助言を得た。
　　国立民俗民俗博物館教授岡田茂弘氏、宮城県多賀城跡調査研究所進藤秋輝、白鳥良一、古川雅清各氏、東北歴史資料館桑原滋郎氏、奈良女子大学助教授佐藤宗諱氏。

秋田市総合監査会

第1回 秋田城跡周辺における地形図

八幡堀跡(左)・大手門跡(右)

城郭跡(左)・土塁(右)

1:5000

昭和55年完成
昭和55年完成

秋田城跡 地形図



I 調査の計画

昭和59年度の発掘調査地は鶴ノ木地区北部と政庁域の中心部と考えられる護国神社境内広場の二ヶ所を設定した。

発掘事業費は、総事業費1,300万円のうち国庫補助額50%（650万円）、県費負担額25%（325万円）、市費負担額25%（325万円）である。

調査計画は次のように立案した（表I）。

表I 発掘調査計画

調査次数	調査地区	発掘面積m ² (坪)	調査実施期間
第39次	鶴ノ木地区北部	900m ² (273)	4月7日～6月15日
第40次	護国神社境内広場	1,300m ² (394)	6月16日～11月5日

第39次調査は、東外郭線外側の隣接地で、これまでの調査により原始から継続する沼沢跡であることが判明しているが、その北限を確認することを目的としている。調査の結果、前回までとはほぼ同じ状況で泥炭層が検出され、多くの遺物が出土した。ただ様相を異にしているのは、多量に出土した木製品の大部分が「まじない」関係の人形、馬形、人面墨書き土器、斎串等で占められていることである。調査の初期の目的であった沼沢跡の北岸土留杭列、堆積土等によって古代の状況は確認されたが、泥炭層はさらに深く北に延びており、今後泥炭層下の自然地形を調査する必要性が課題として残った。

第40次調査は、昨年度第38次調査の遺構を元に正殿と考えられる一画と政庁北辺の西延長線上にグリットを設定した。その結果重複によるⅥ期の正殿とその前方建物跡、そして北方では、昭和58年度に連続する築地跡とその内側に掘立建物跡が検出された。この建物は第38次調査の北東建物と対称的な位置にある。特に正殿はほぼ同位置において重複が認められたが、第Ⅳ期の柱痕跡には焼壁、炭化材が多量に混入し被火災建物であることが判明した。

また正殿前方で検出された建物は、1間×3間、2間×3間という東西棟の小規模なものであるが、これまでの東北の古代城柵の政庁建物としては特異な存在であり、その性格付けが今後の問題となろう。

昭和59年度の発掘調査状況は次のとおりである。

表II 発掘調査実施状況

調査次数	調査地区	発掘面積m ² (坪)	調査実施期間
第39次	鶴ノ木地区北部	607m ² (184)	4月16日～7月7日
第40次	護国神社境内広場	1,280m ² (387)	7月9日～12月4日

10月20日は一般市民を対象に現地説明会を開催したが、来跡中の国立歴史民俗博物館の平川南助教授に「漆紙文書」についての特別講演をいただき、参加者の反響も大なるものがあった。

II 第39次発掘調査

I) 調査経過

第39次調査は、東外郭隣接地を対象に、これまで確認している縄文時代からの沼沢跡北岸を追求することを目的とし、4月16日から7月7日まで実施した。調査面積は607m²である。調査地基準杭（原点）は、No.3マンホールから測点移動を行い、X = 324.541 Y = -61.335, H = 36.854とした。

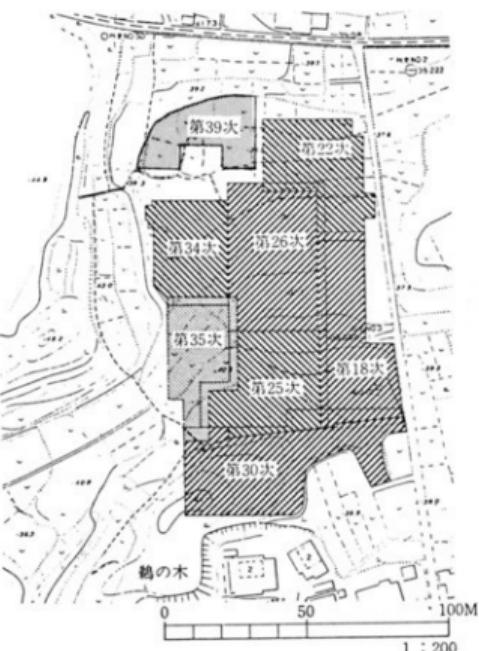
調査地は、休耕畑と原野のため草刈及びその周囲に繁殖する竹、雜木の伐採を行い同時に表土（耕作土）除去作業を実施した（4月28日）。表土を除去した段階で堆積層の把握と排水用のため西調査区の壁際にトレーニチを設定した。その結果、東に傾斜する土層は下層から黄色砂、黒色腐植土、褐色土、黒色土、赤褐色砂質土の順で堆積し、いずれの層も最下面の泥炭層を覆って

いることが確認されたので上層より除去作業を開始した（5月19日）。この間、赤褐色砂層から掘り込まれ現地形に沿って西から北へゆるやかに弧を描くSD 737溝跡を検出した。

中央部での掘り下げと併行して、溝壁を残して黒色砂質土を除去したところ、NB-97で付札用木簡と思われる木製品が出土したが墨痕は確認できなかった（21日）。溝は全調査区でプランが判明したが（23日）、北東部分は重複が認められる。掘込面は両者とも赤褐色砂で、埋土も酷似する。

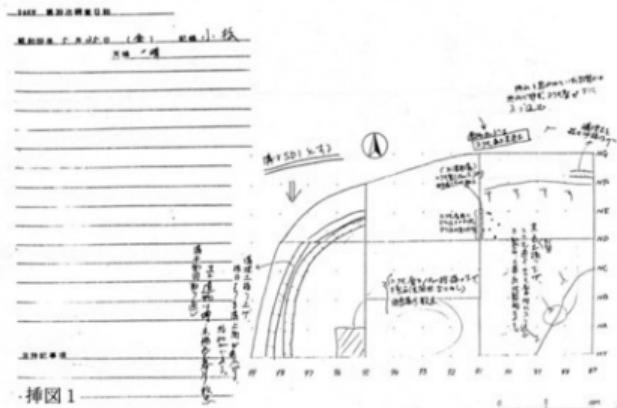
溝、遺物を中心とした平面図作成、レベル測定を実施（24日）。SD 737溝と泥炭層の掘り下げを開始、溝内からは埴、赤褐色土器片出土（29日）。調査区西、北側層序は西方斜面から流れ込んだ土砂が泥炭層と互層をなす。NB-92・93では泥炭層上面及びわずかに突刺した状態で斎串（板状、棒状）がまとまって出土した。

調査区両壁付近NC-97で、泥炭層に連続する灰白色砂層から炭化物と共に1個体分の赤褐色土器甕が出土した（6月4日）。数日後に洗浄し器面を観察したところ人面墨書き器であることが判明した。なおその周辺の下層からも4個体の人面墨書き器が出土している。

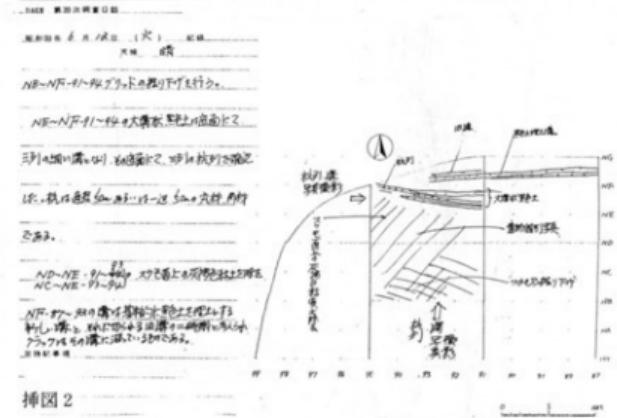


第2図 第39次調査周辺地形図

泥炭層は岸辺付近では流れ込んだ土砂と交互に堆積し、6～7枚の泥炭層を形成している。この岸辺付近の泥炭層を掘下げたところ調査区の中央部、北東部では土器類が多くまた西、北西側には人形、馬形、斎串、曲物、皿等多量の木製品が検出された。6日には全長46cmと20cmの人形、翌日はややたれた目と鼻、そして髪を墨書きした人形が、さらに翌々日に新たに3枚の人形が多量の串類と共に出土した。これらの出土遺物実測のため柵方設



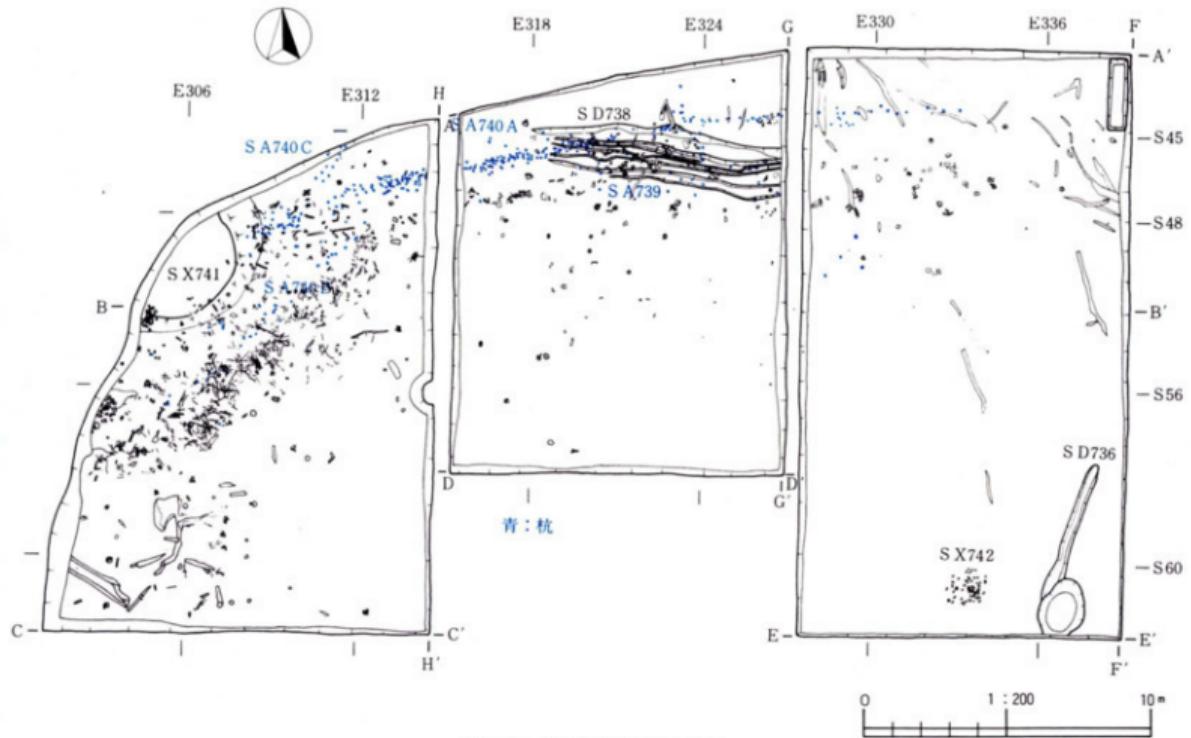
插図1



插図2

定し、写真撮影の後実測を開始した(9日)。調査区中央部北側の溝プランを明確にさせるため断面観察用トレンチを設定。その結果、SD 737 A・B の新旧2時期の溝の他に細くかなり深い溝状の落ち込みが認められた。その深い溝状のプランの左右の土層に上下のズレが確認されたので他の2ヶ所で土層観察を行った結果、この細く、深い落ち込みは人工的なものではなく、地震等の自然現象によるものと考えられた。また SD 738 の南には黒色砂を埋土とする浅い大溝状の遺構 SD 738 が検出されたが、掘り下げた結果底面には2～3列の杭が約50cm間隔で認められることから、土留用シガラミと考えられる。埋土にはかなり多くの赤褐色土器と木製品が混入している(12日)。NE-94グリッド周辺でケズリ削を含む数点の木簡、NE-88で石帶が各々泥炭層から出土した(13日)。NE・F-91～94の大溝状遺構(SD738)周辺を掘り下げたところ、さらに古い杭列がほぼ同位置同方向に検出されたので、西方へのつながりを明確にするため、西側グリッドを掘り下げ、同様に杭列を確認した。また NF-90 では赤褐色土器内面に付着した漆紙文書が出土(19日)。





第3図 第39次調査検出遺構図

遺構・遺物の大部分が検出されたので、泥炭層を精査しながら写真、実測のため清掃作業を実施。その間、人形及び人面墨書き土器、それに矢羽状を呈する性格不明な木製品が4点出土した(26日)。翌日全景写真撮影、28日から最終段階の平面実測を開始し、30日終了。引き続き航空写真撮影のための清掃を行い7月2日撮影。4日から埋戻し作業を開始し、7日には一部未調査のNB～E～97～98グリッドの精査を行はずしての調査を終了。また次回調査地の神社境内に機材を運搬した。

なお6月23日に現地説明会を催した。

2) 検出遺構と出土遺物

SD736溝（第3図、図版2）

調査地区東南端の地山粘土（寺内層）面で検出された。上面幅約40cm、深さ約15cmである。埋土は褐色土で、遺物は出土しなかったが比較的新しい時期のものと考えられる。

SD737溝（第3図、図版6）

第3層の赤褐色砂面で検出された。西南端から北東へ緩い弧を描いて伸びている。幅約70cm、深さ約30cmで北東部は重複が認められる。昭和56年度第34次調査検出のSD436溝と接続するものである。沼沢がかなり小規模化（人工的埋立）した段階でその岸辺を回っているものと考えられる。

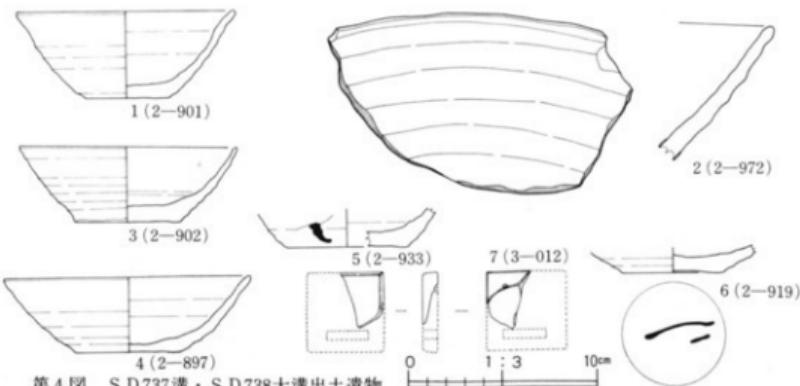
SD737出土遺物（第4図、図版30）

赤褐色土器：6は回転糸切り無調整の壺である。底部に判読不能の墨書きが認められる。

石帶：7は鈎帯飾石の巡方である。石質は石英斑岩である。

SD738大溝（第3図、図版6）

調査区中央の北西から南東方向の大溝である。黄褐色砂を除去した段階で黒色砂を埋土として確認された。埋土を除去すると2～3本の細い溝状になり、その底面に約50cm間隔で径約5cm程の杭列が検出された。2～3時期の土留杭列と考えられる。シガラミは検出されなかった。



第4図 SD737溝・SD738大溝出土遺物

SD738大溝出土遺物（第4図、図版30）

赤褐色土器：1、3～5は环で、回転糸切り無調整である。5は体部に墨書が認められる。2は鍋か鉢状のもので、割れ口にはアスファルトが付着しており、破損した際の接着剤として使用されたものと考えられる。

SA739杭列（第3図、図版3）

本杭列は前述のSD738大溝の底面で検出されたものである。杭は約30cm～50cm間隔で打ち込まれており、径約5cm程の丸・角材で先端は片面を削っているものが多いようであるが、遺存状況が悪く不明な部分が多い。シガラミは検出されなかったが、杭の太さ、間隔等から護岸用土留杭列と考えられる。

SA740A・B・C杭列（第3図、図版3～5）

沼沢泥炭層の面が岸へ傾斜する境付近に打ち込まれている杭列である。西南（SA740B）から北東（SA740A）へ緩く弧を描いている。調査区の中央部から北西にかけて遺存状況が良好である。特に中央部では3列～5列程検出され、土圧のためか上端部が沼方向に倒れかかっているものが多い。これら数列が一時期なのかあるいは数時期の重複なのか明確な判断はできなかったが、打ち込まれた先端部にかなり高低差があることから数時期の所産と考えられる。SA740Cは北方向に延びる可能性がある。

杭列の性格については、部分的に細い枝状の木質部が杭列の周辺から確認されることから、シガラミを組んだ土留と考えられる。木製品の多くは、杭列の周辺に集中して検出された。

SX741テラス状遺構（第3図、図版3・4）

調査区北西壁で検出された張り出し部である。遺構として認識できるかどうか問題があるが、人面墨書土器、壺串、刺串等が特にその周辺に集中することから、儀式の場（直接的な儀式を行わなくても、二次的な場、例えば各種供物の流し場）としての可能性を指摘しておきたい。

SX742（第3図、図版2）

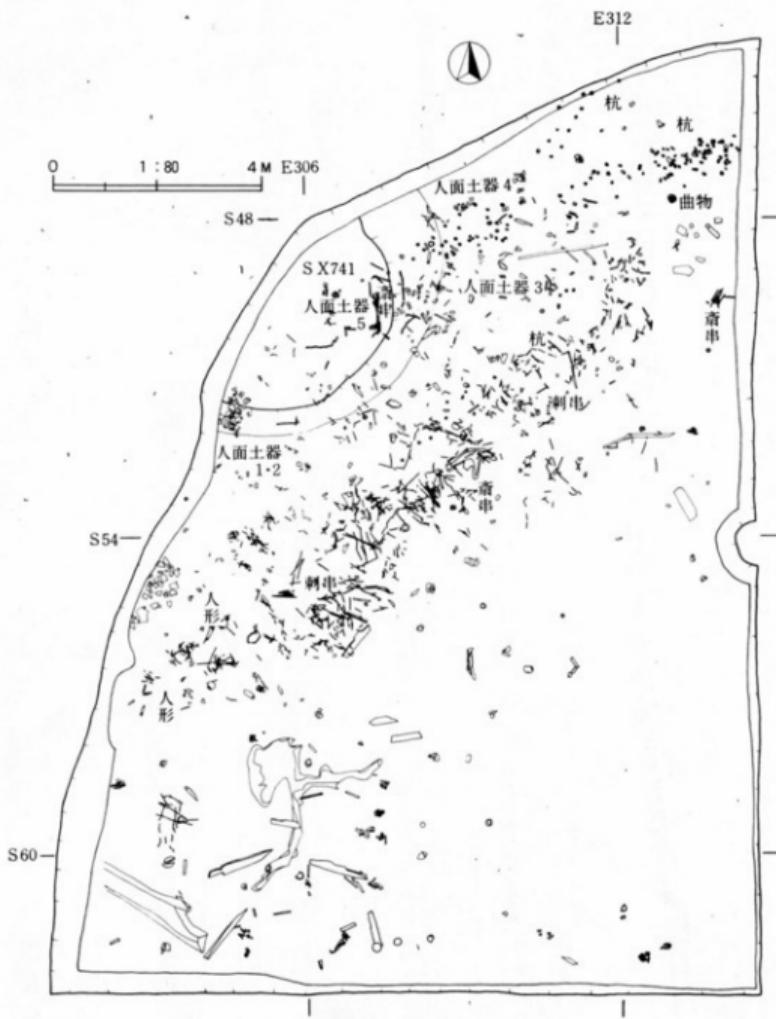
東南端、沼沢岸で検出された。プランは不整形、深さも5cm～10cmで底面は凹凸が激しい。繩文土器片が出土している。

SG463沼沢（第3図、図版3）

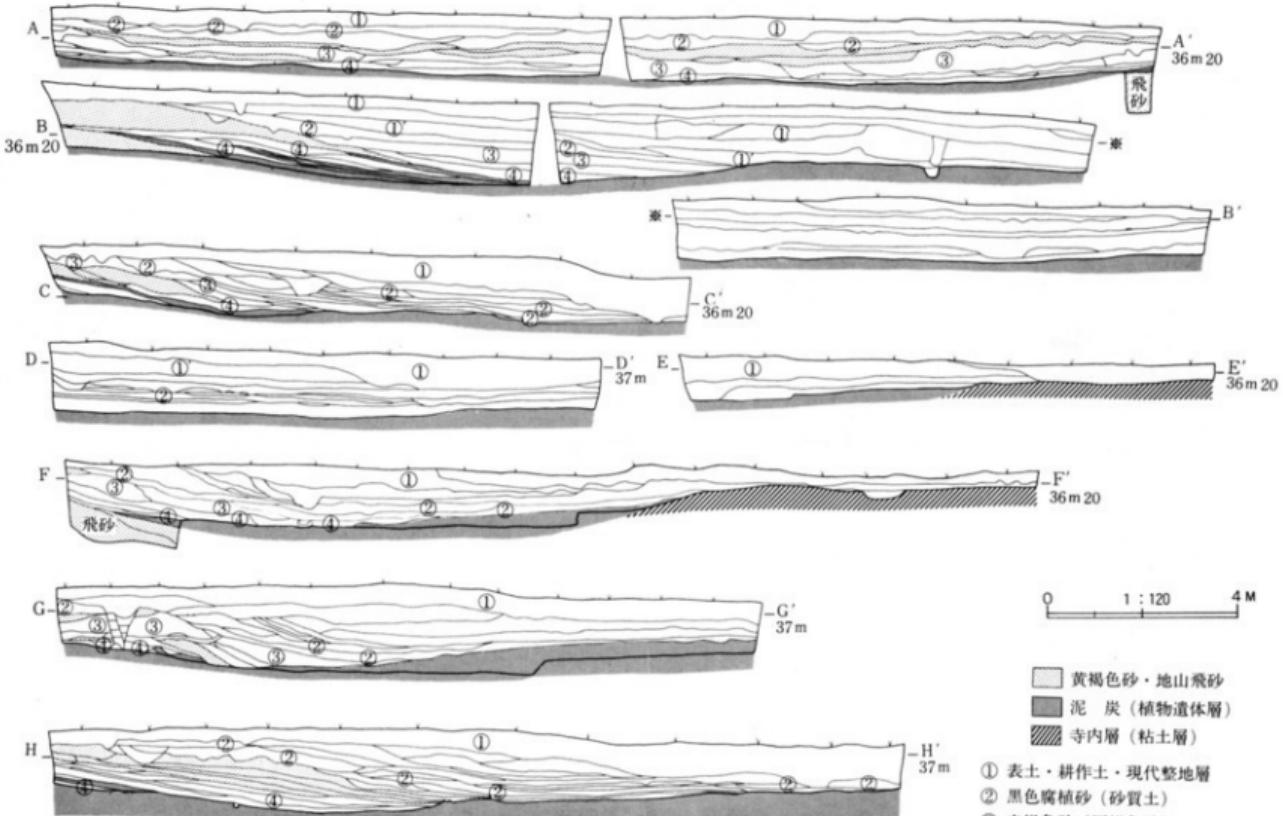
沼沢跡についてはこれまで第22・26・34次と実施してきたが、今次の北岸が確認されたことによって全容がほぼ明らかになった。すなわち緩い「く」字状を呈し、南北約60m、東西約30mの規模である。

SG463の堆積層は、表土層（耕作土）、暗褐色土（新整地＝ガラス、陶磁器出土）、黒色砂、赤褐色砂、灰白色砂、黄褐色砂、灰白色砂、泥炭（有機質層）である。

泥炭については、底面部分ではまったくの有機質層のみで形成されているが、岸辺付近においては、泥炭と上方斜面から流れ込んだ黄色砂及び赤褐色粘土と互層をなし、5層の薄い泥炭が確認で



第5図 第39次調査西地区遺物出土状況



第6図 第39次調査土層断面図

きる。しかし遺物の取り上げについては一枚の泥炭を最後まで追いかけることは不可能であり、細別はできなかった。

〈表土、黒色砂出土遺物〉(第7図、図版19)

燈火具: 1・2は**秉燭**と言われるもので、燈火具の一種である。内面の燈蓋には燈心を立てるための芯受がある。底部には台に固定するための細長い穴があけられている。1は内外面に油煙様の炭化物が認められる。2は脚部を除き施釉されている。油煙等はみられず未使用と考えられる。

赤褐色土器: 3は回転糸切りの坏で底部に三角形状の墨書が認められる。4は回転糸切りの台付坏である。底部には判読不能の墨書が認められる。

SG463沼沢跡出土遺物

黄褐色砂出土 (第8・9図、図版19・20)

須恵器: 1は回転糸切り無調整の坏である。2は台付の皿状を呈するもので、内面は擦痕・墨痕がみられ転用硯としている。3は長頭壺で内外面のほぼ全面に自然釉が認められる。4は回転糸切りの後、台を付しその周縁に回転ケズリを施している。5は扁平なつまみをもつ蓋で、内面を転用硯として使用している。6は回転ヘラ切り無調整の坏で、底部に判読不能の墨書が認められる。内面には墨痕がみられるが擦痕はない。

硯: 7は円面硯の脚部で、横位に四条の沈線と透し窓の間には縦方向に三本の沈線を配している。

赤褐色土器: 8~16・20~22は回転糸切り無調整の坏である。13は体部に「金」、15も体部に「真」と明瞭に判読できる墨書が認められる。16は底部に墨書がみられるが、2つの文字あるいは記号は異筆と考えられる。20・21は底部に、22は体部にそれぞれ墨書がみられる。14は内面ほぼ全体に漆の付着が認められ、部分的にではあるが漆紙状のものも遺存している。18・23は回転糸切りの後、台を付したもので、18は底部に墨書が認められる。

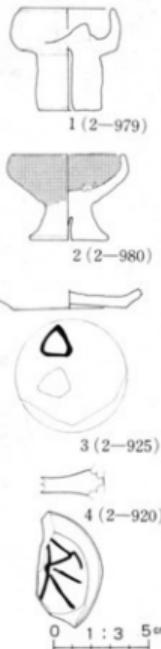
土師器: 17は台付皿で台周縁に回転ケズリを施している。体部には「生」の墨書が認められる。19も体部に「我」と考えられる墨書で、墨痕が非常に薄く赤外線テレビカメラで確認できたものである。

陶器: 24は灰釉陶器の台付皿で、刷毛塗りによる淡い緑色の釉が認められる。外面底部には墨痕がみられる。

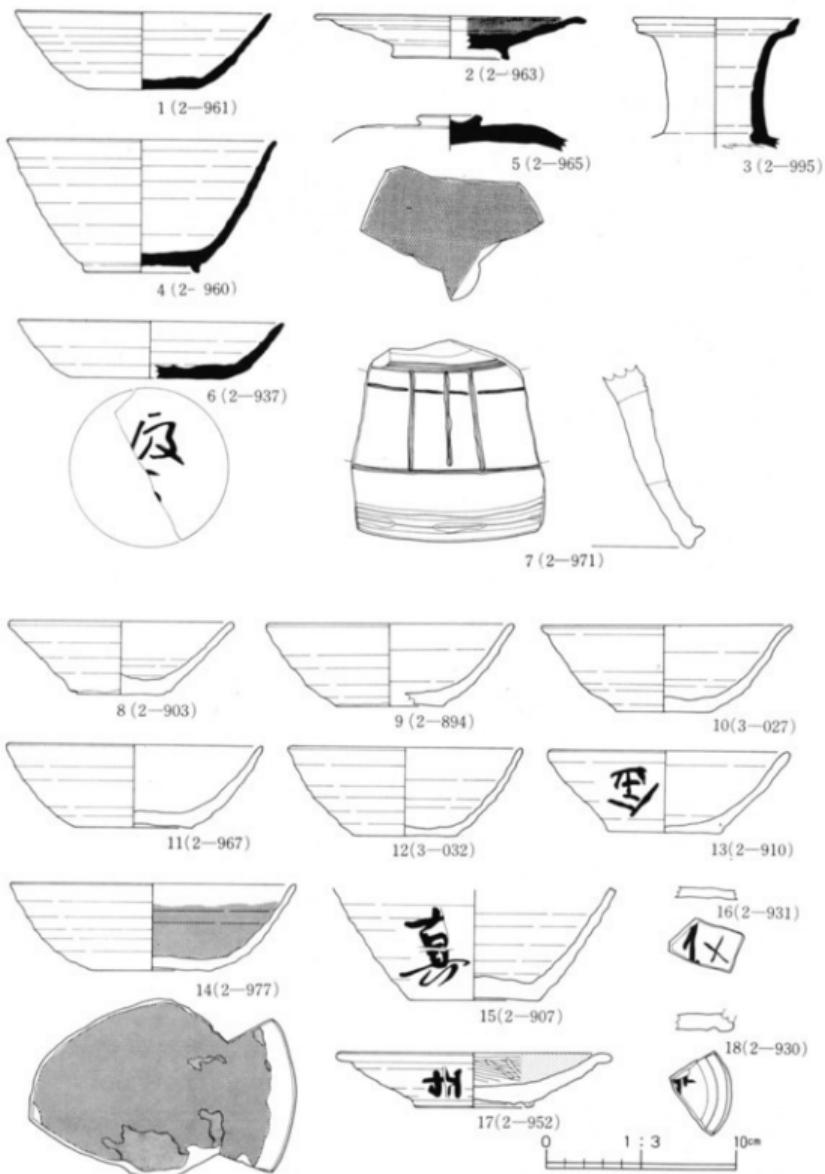
瓦: 25は格子叩目の平瓦である。

灰白色砂出土 (第10~12図、図版20~22)

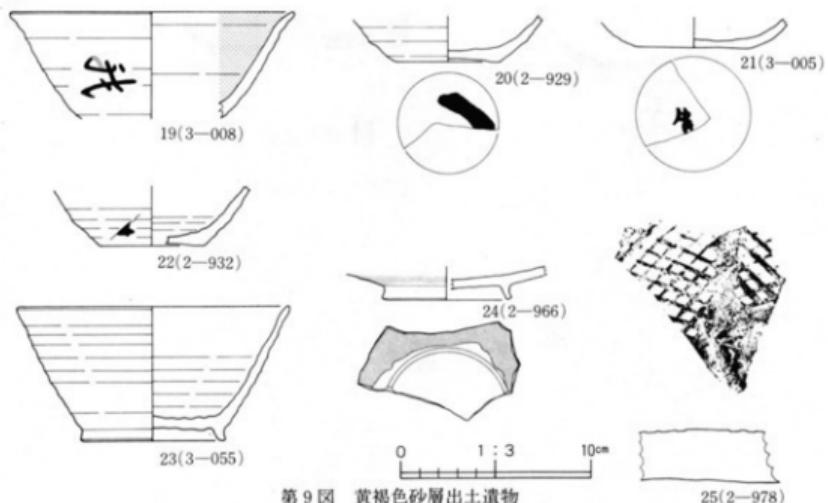
須恵器: 1・3は回転ヘラ切り無調整の坏で底部に墨書が認められる。1は「我」とも判読できる。2は擬宝珠状のつまみをもつ蓋で、転用硯に使用している。4は体部に墨書の認められる坏で



第7図 表土、
黒色砂層出土遺物



第8図 黄褐色砂層出土遺物



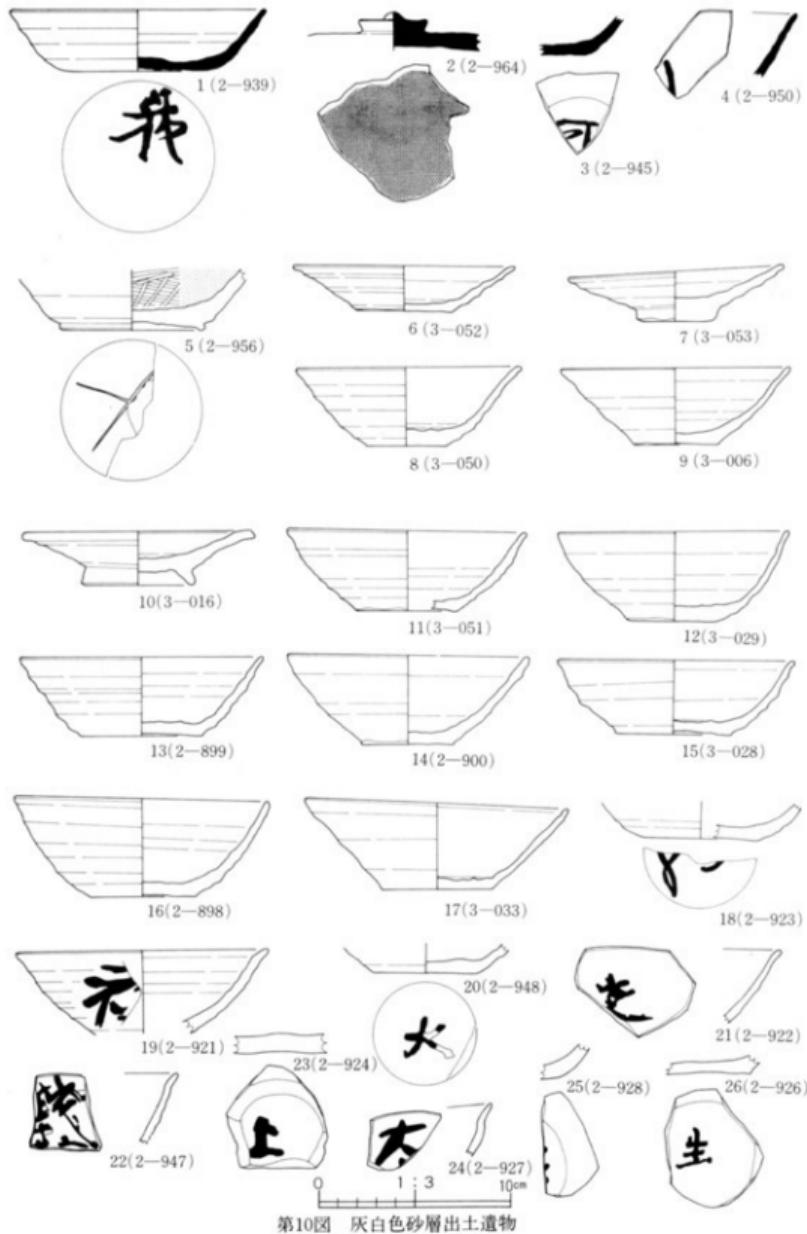
第9図 黄褐色砂層出土遺物

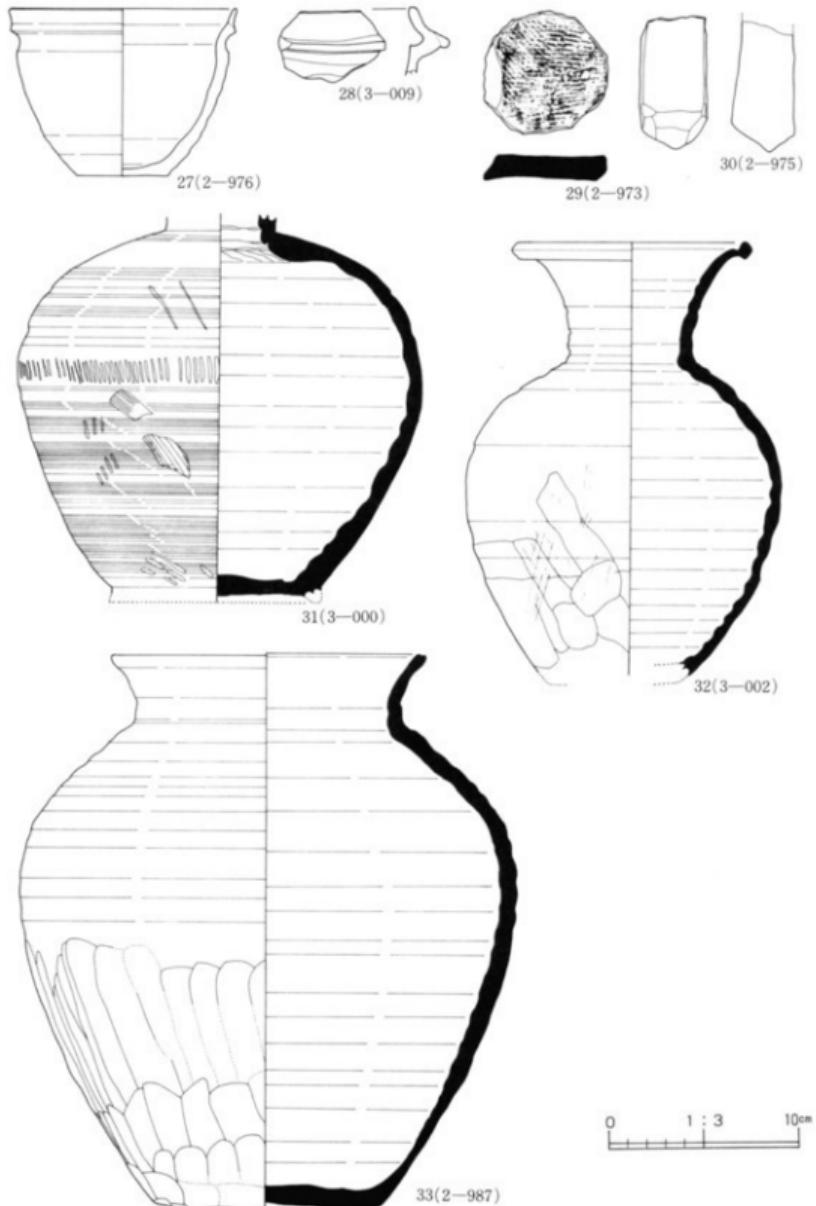
ある。31は長頸壺で頸部より上を欠く。胴部には中央から下半部にかけて叩きの後、手持ちケズリを施し、全面に回転ケズリ調整で仕上げている。底部はケズリ・ナデのため切離しは不明であるが付高台のものである。32は底部を欠く長頸壺である。外面胴部下半は斜位方向にケズリが認められる。その上には不定方向に土師器などに見られるミガキ様の施痕が観察できるが、整形という役目は果していないようである。内面はロクロ痕が顕著に認められる。33は胴中央部やや上に最大径をもつ広口壺で、底部は指頭による凹凸が認められる。外面の半分程は黄褐色の自然釉に覆われている。内外面ともロクロによるナデ整形であるが、胴部下半は縦位の手持ちケズリ、底部近くでは横位のケズリが認められる。34は頸部が直線状に立ち上る長頸壺で高台が付く。頸部にはわずかではあるが、整形段階でのリング状の凸帶が観察できる。外面胴部中央から下半部にかけて縦位の手持ちケズリが残る。内面はロクロによる調整を施し、下半部にかけては斜位・縦位の手持ちケズリが認められる。

土師器：5は低い台の付く壺で、内面は横位・放射状のミガキの後、黒色処理を施している。底部には「×」状のヘラ書きが認められる。

赤褐色土器：6～26は壺・皿形、10は台付の皿である。19・21・22・24の体部破片以外はすべて回転糸切り無調整である。18～26は底部あるいは体部に墨書が認められるもので、23は「上」、24は「太」、26は「生」と判読できる。20は「大」の可能性がある。22は落書きのものか。27は回転糸切り無調整の小型の甕である。28は羽釜と考えられるもので、口縁部の鉤の部分が逆「く」字状に突出している。

土製品：29は須恵器甕再利用の円盤状土製品である。周縁を打ち欠いている。



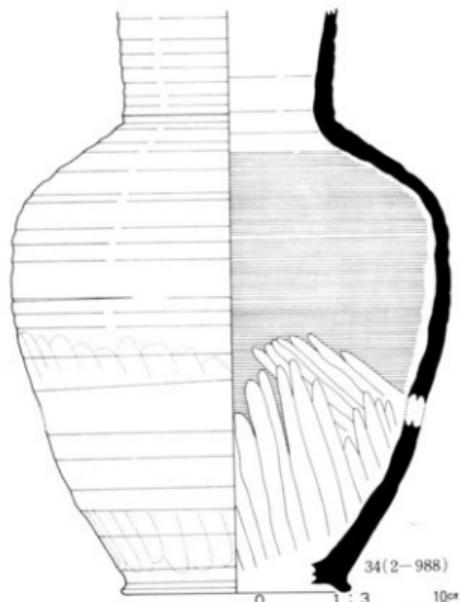


第11図 灰白色砂層出土遺物

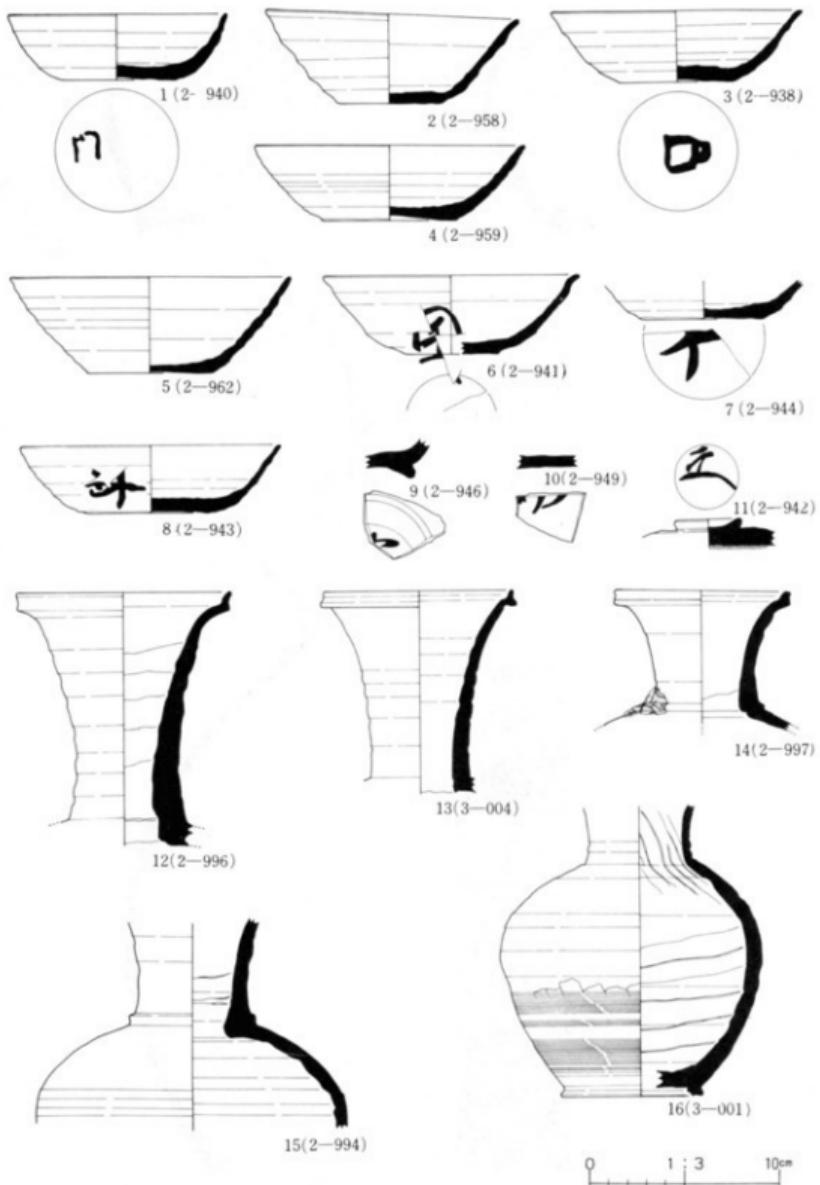
石製品：30は両面に使用痕が認められる
砥石である。

泥炭層出土（第13～19図、図版22～30）

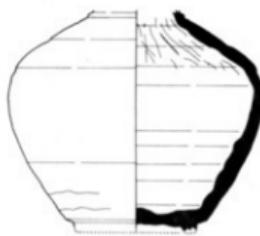
須恵器：1・7・8・10は回転ヘラ切り
無調整の坏である。1の内面には墨の付着
がみられる。底部には「門」と考えられる
墨書が認められる。7・10の底部、8の体
部にもそれぞれ判読不能の墨書が認められ
る。2～6は回転糸切り無調整の坏で、3
には「口」「日」あるいは「己」とも考えら
れる墨書が底部に認められる。6は体部・
底部に墨書がみられる。9は回転糸切りの
台付坏で底部に墨書が認められる。11は扁
平なつまみ部に墨書を有する蓋で、肩部を
回転ケズリしている。内面は転用硯として
使用している。12～19は壺類である。12・
13は長頸壺の頸部で、13は口唇部を上方に
引き出しているのに対し、12ではやや外方
につまみ出している。いずれも焼成良好で、ほぼ全面に自然釉が認められる。14は頸部に凸帯が廻
るもので、この部分に漆の付着が認められる。15も凸帯の廻る長頸壺である。胎土は非常にきめ細
く、白っぽい色調を呈しており灰釉陶器の可能性がある。内外面ともロクロ整形であるが、外面胴
中央部には横方向の回転ケズリがなされている。16は高台の付くもので、ナデのため切離しは不明
である。外面は胴中央部から上はロクロ整形によるもので、下半部にかけては手持ちケズリの後、
回転ケズリしている。17は頸部に低い凸帯が作り出されている。底部は回転糸切りの後、付高台し周
縁をナデしている。外面胴下半部は回転ケズリを施している。18も高台の付く小型の壺で、ナデのた
め切離しは不明である。外面胴上半部には横方向のケズリがみられ、後ロクロによるナデ整形が施
されている。下半部にも横方向のケズリが残る。16～18の内面頸部から胴上半部にかけて、ミミズ
バレ状の痕跡が認められる。19はやや広口の壺で、頸部にはわずかに凸帯が認められる。20は大型
の壺で胴部が球形を呈している。口縁から肩部にかけてはゴマ振り状の自然釉がみられ、胴中央部
から下も自然釉によりつやのある黒色となっている。外面は平行叩きの後、ロクロによるナデ調整
が施されている。内面は胴上半部では丁寧なナデとなっているが、中央部では同心円状のアテ具痕、
下半部では平行叩き痕をそれぞれナデで消している。21は底部に菊花状の整形の後、高台を付した
壺である。外面は平行叩きの後、胴中央部から下を斜位の手持ちケズリ、さらに全面に回転利用の



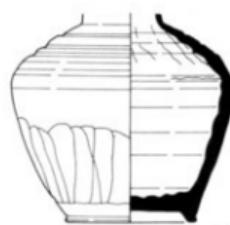
第12図 灰白色砂層出土遺物



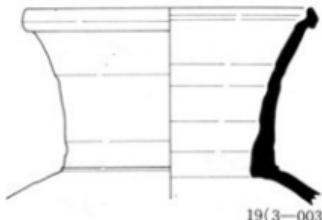
第13図 泥炭層出土遺物



17(2-998)

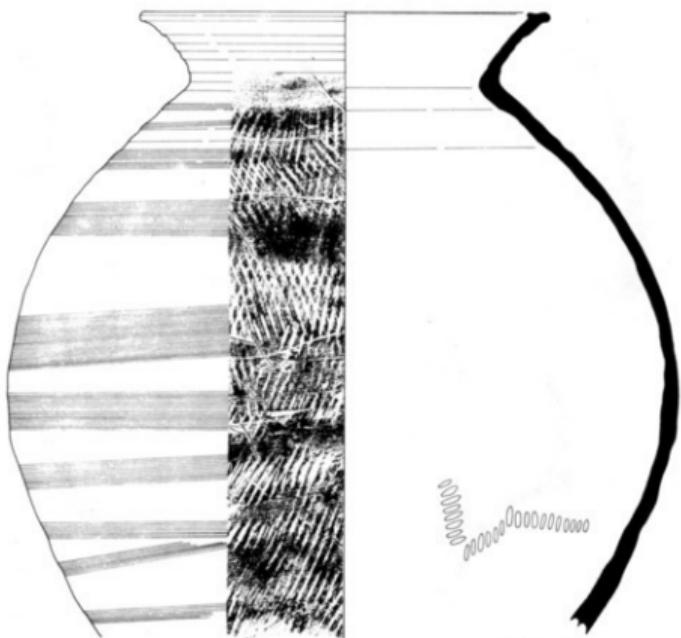


18(2-999)



19(3-003)

0 1 : 3 10cm



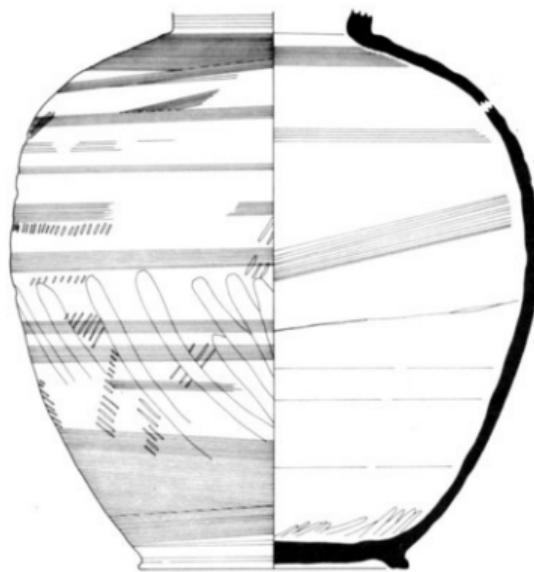
20(2-990)

第14図 泥炭層出土遺物

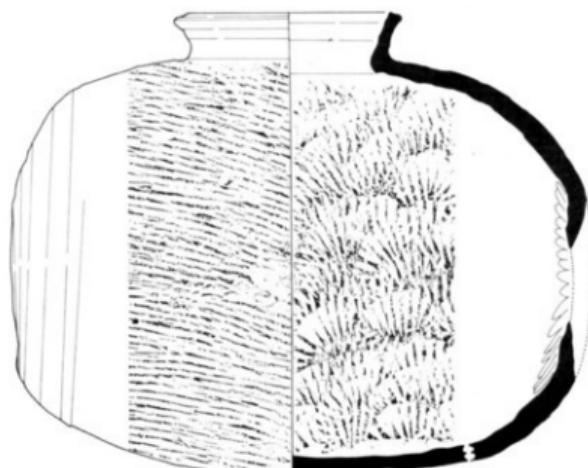
調整が認められる。内面も胴中央部から上を回転利用の調整、下半部にはヨコナデ、底面はナデツケが施されている。22は俵形の胴部に緩く外反する口縁部を付した横瓶である。

胴部は下端をロクロで成形した後、叩き締めながら粘土ヒモを積み上げ、台から離した後に胴中央部に穴を開け頭部を取り付ける。次いで上端に粘土板を貼り、最後に下端にフタを仕上げている。上端の内面には指によるナデ痕が残る。外面は平行叩き、内面には肩状のアテ具痕が認められる。

土師器：23は口縁部が「く」字状に外反する長胴甕で底部には木葉痕が認められる。外面は口縁部をヨコナデ、胴部は継・斜位のカキ目が認められる。下半部にかけては火熱を受け脆くなっている、煤状炭化物の付着も観察できる。内面は口縁部



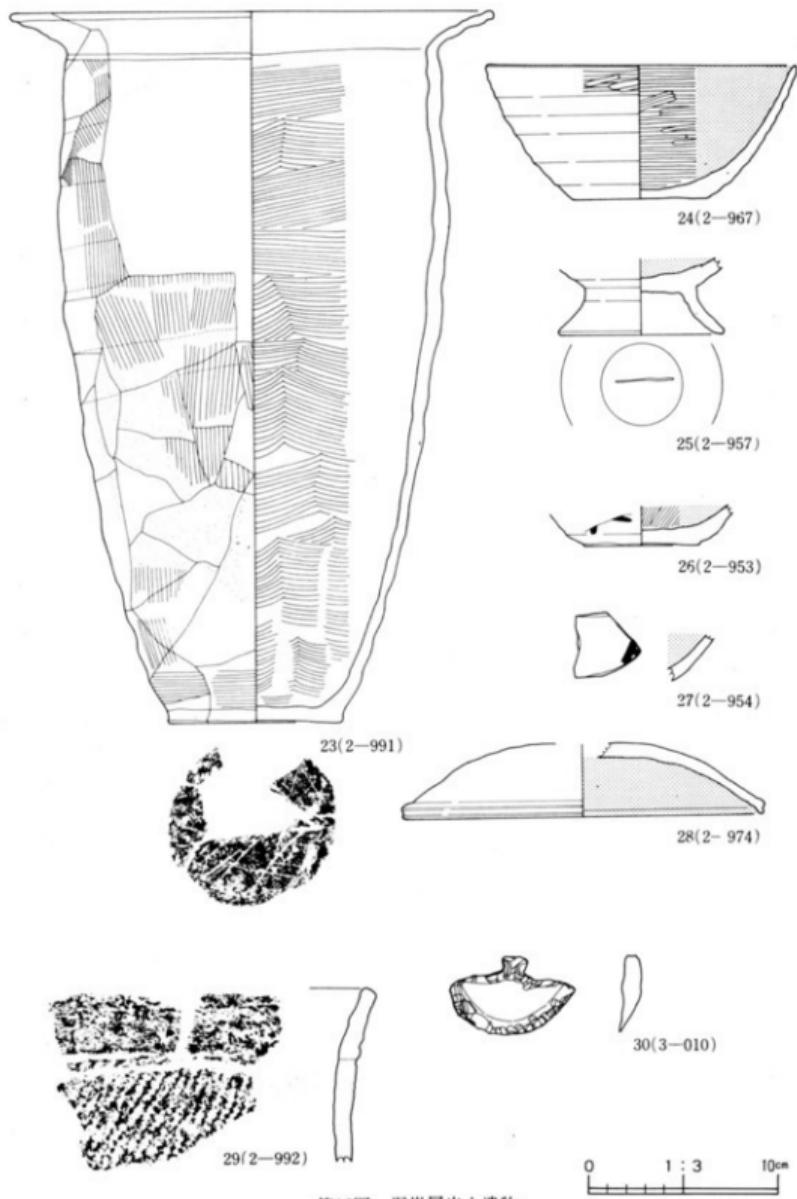
21(2-986)



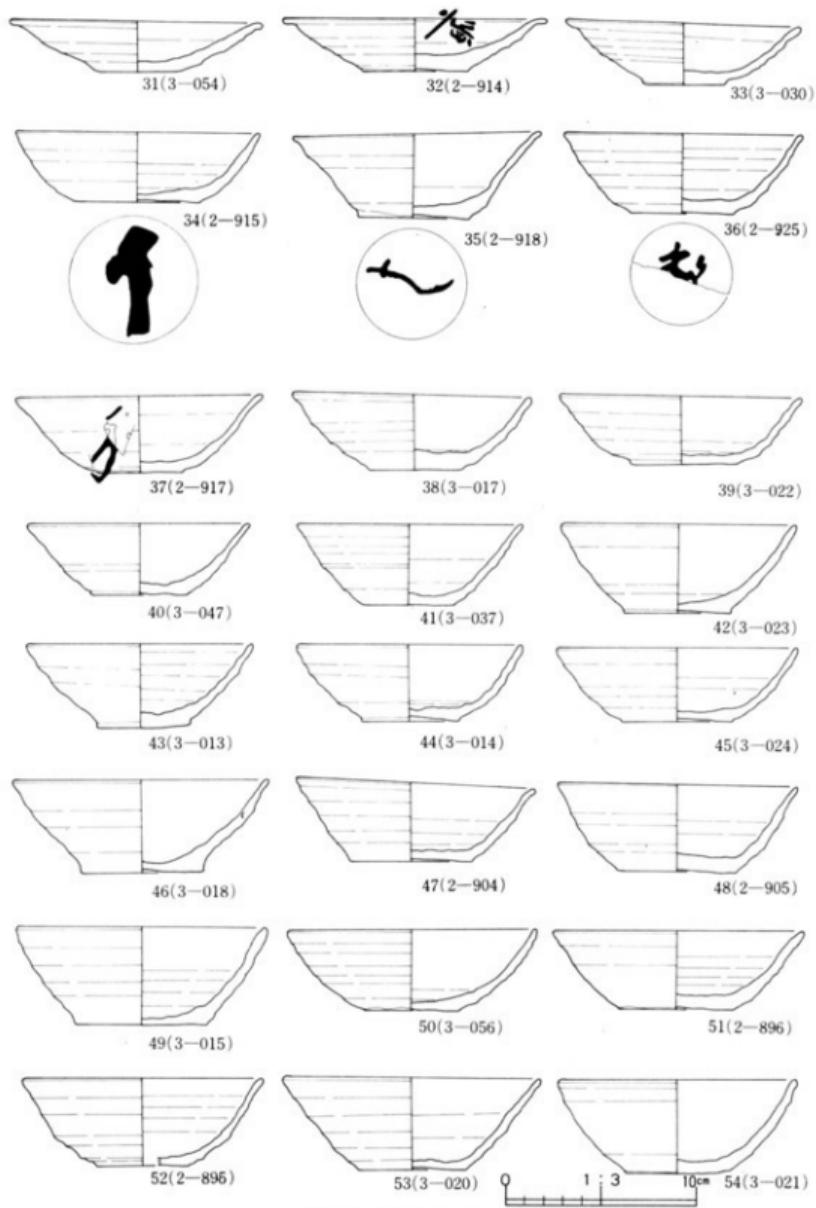
22(2-989)



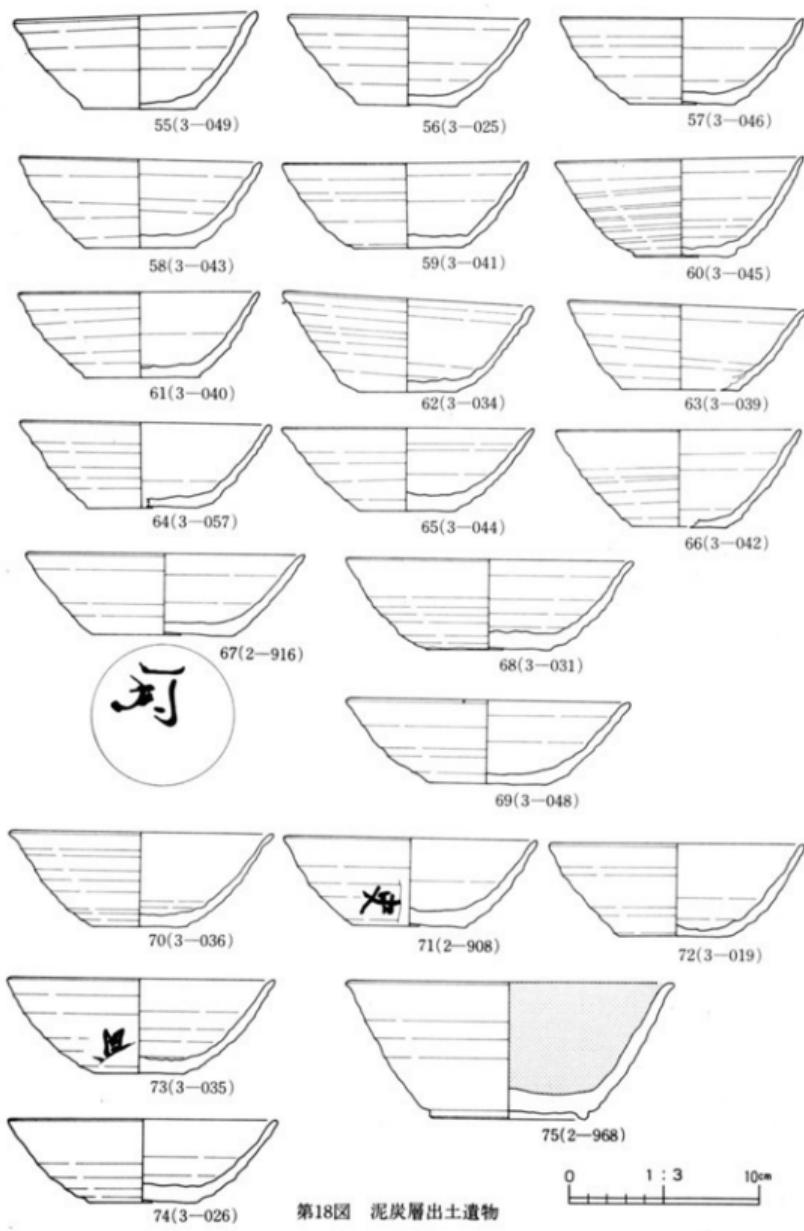
第15図 泥炭層出土遺物



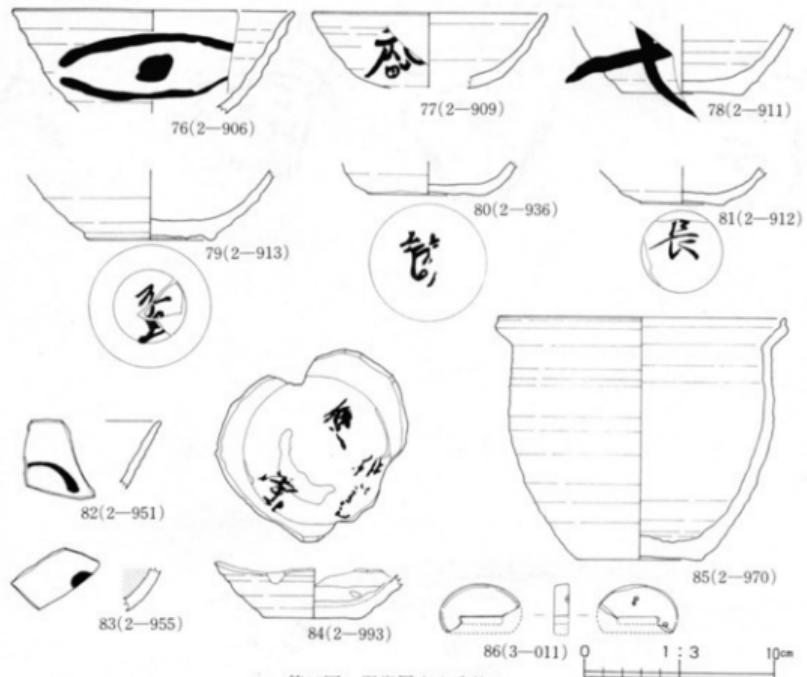
第16図 泥炭層出土遺物



第17図 泥炭層出土遺物



第18図 泥炭層出土遺物

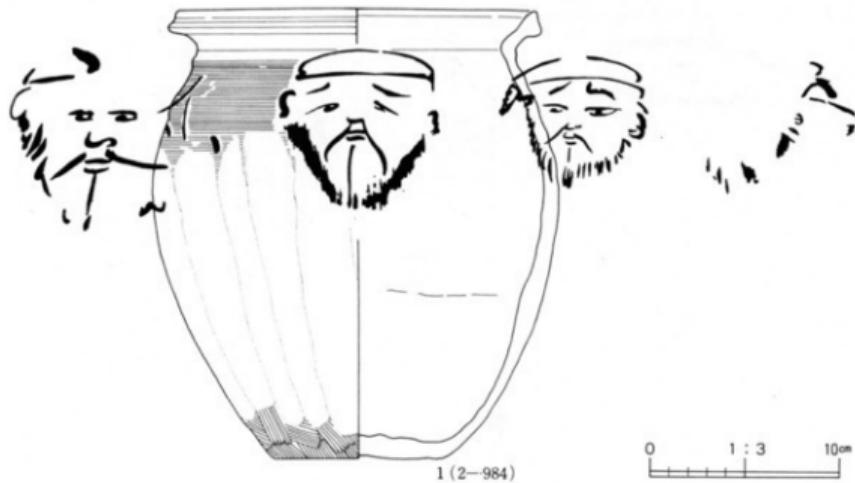


第19図 泥炭層出土遺物

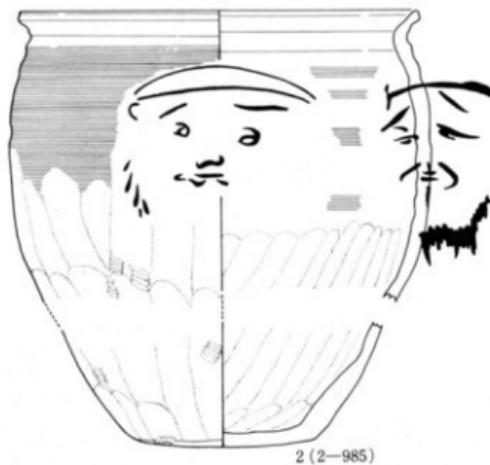
をヨコナデ、胴部は横位のカキ目が底面近くまで施されている。24は内面を黒色処理した壺である。ミガキは内面と外面口縁部にも認められる。25は「八」字状の台をもつ壺で切離しは不明である。底部には「一」のヘラ書きが認められる。26・27・83は体部に墨書を有する壺で、26は回転糸切り無調整である。28は内面黒色処理の蓋でつまみを欠く。75は台付壺で内外面の横位ミガキが施されている。

赤褐色土器：31～33は皿形を呈するものである。32は内面全体に墨が付着しており、一字は墨書と認められる。34～74、76～82は壺であり、底部の遺存しているものは回転糸切り無調整である。34～37、67、71、73、76～82には墨書が認められる。判読できるものは、67の「厨」、81の「長」と少ないが、34は「イ」状の記号か、71は「史」か「吏」と考えられる。76は体部いっぱいに目玉が描かれており、後述の人面墨書土器との関係が考えられる。59は内面に漆状の付着物が認められる。84は内面に漆紙が遺存しており、赤外線テレビカメラにより3ヶ所に文字が確認された。判読はできないが、大きめの二文字については自署の可能性がある。85は回転糸切り無調整の壺で、「く」字に外反した口縁が口唇部で上方につまみ出しているものである。

縄文土器：29は地文にL R縄文を施し、口縁部の無文帯と画るように横位の撚糸圧痕が認められるが、磨滅が著しく細部については不明である。



0 1 : 3 10cm



第20図 第39次調査出土人面墨書き土器

石器：30は横形の石匙である。

石帶：86は跨帯飾り石の丸瓶である。石質は石英斑岩である。

人面墨書き土器（第20・21図、図版33～35）

1・2は上層黄褐色砂層、3・4は第5泥炭層（下層黄褐色砂層上）、5は下層黄褐色砂層から出土した（第5図）。いずれも赤褐色土器である。

1・2は甕であり、胸部上半に回転を利用した横位の調整、下半は縦方向の手持ちケズリを行っ



3 (2-982)



4 (2-983)



第21図 第39次調査出土人面墨書土器

ている。部分的に平行タタキ板痕が認められ、ケズリ調整以前にタタキ整形している。1は胴部4面に人面の墨書があり、2も観察される人面は2面であるが本来4～5面あったものと考えられる。胎土、焼成、調整技法、人面の筆づかいなど非常に類似しており、同時に使用された可能性がある。

3・4は小ぶりな甕でロクロ切り離しは回転糸切り、底部立上り部分を5cm程、回転ケズリ調整を行っている。胴部全体に3面の人面墨書があり、胎土、焼成、調整技法、人面の筆づかいが類似している。

5は器高に対し口径の広い鉢形である。ロクロ切り離しは回転糸切り、底部立上り部分を2～3cm手持ちケズリを行っている。5面に人面の墨書が認められるが1～4のように詳細なものではなく、眉・目・ひげだけの簡略な描写である。

3) まとめ

第39次調査は、古代における沼沢跡の北岸を明確にすることと、鶴ノ木地区においてどのようにして沼沢が形成されたかを追求することであった。また結果として、多くの「まじない」関係の木製品が出土したので、この点についても述べてみたい。

沼沢跡の北岸については、検出遺構の項で述べた如く、杭列の付近と考えられる。杭列は、泥炭層の立ち上がり部分に打ち込まれ、シガラミは残存しなかったが、恐らく水際に土留め用として打ち込まれたものと考えられる。その位置については上下、あるいは、斜面の上方、下方に認められることから数期にわたって構築されたもので、若干の移動が認められるのは、湧水の増減による水面の上下変化によるものと考えられる。またこのことは、泥炭層も両側で極度に薄くなることからも裏付けられよう。

沼沢の形成過程については、確定できる資料を得ることができなかった。しかし、調査区北壁付近のトレンチの結果約80cmより下層は、灰白色の地山砂で、約1.3mまで掘り下げたが最下部の寺内層まで達しなかった。

これらのことから調査地沼沢は、北方約100mに位置する空素沼に達する沢頭にあたり、これが有る時期に飛砂によって塞き止められ沼沢化したと推定することが可能である。ちなみに地山飛砂には縄文時代中期以降の遺物が数ヶ所で検出されている。

本調査で出土した遺物は、多量の土器類と木製品である。木製品は曲物・皿・木筒等なども多かったが大部分は斎串・刺串・人形・馬形等いわゆる「まじない」関係のものであった。中でも斎串、刺串は数百本を数え、斎串は板状、刺串は棒状を呈し、その先端は圭頭で割りが入っている。多量の土器の中には人面墨書土器甕が5個体、また坏体部に大きな目玉を描いたものもあり、単なる生活用具の廃棄ではなく「まじない」と密接な土器もあることがうかがわれる。

これらの木製品、土器類は沼沢跡の北、北西岸地。すなわち本調査地に集中して検出された。このことは「まじない」の儀式の場がどこであったかという問題にもつながる。調査地は東外郭線の約40~50m外側でしかも外郭は東門の想定される地域でもある。

城柵内で儀式を行い、その品々を東門を出たすぐ下方の沼沢に流したものか、あるいは東門を出た沼沢の水辺で儀式を取り行ったものかについては不明と言わざるを得ない。この問題は本調査地と東外郭の中間地帯の調査によって解決されるものと考える。

なお、木製品については、整理日数の関係で、ほんの一部の写真を掲載することにとどめた。できるだけ早い機会にすべての実測図、写真を発表したいと考えている。

III 第40次発掘調査

1) 調査経過

第40次調査は、秋田県護国神社境内広場を対象とし、7月9日から12月4日まで実施した。調査面積は約1,280m²である。

調査地は、昭和56年以来の調査結果から正殿と考えられる位置にあたり、昨年度の第38次調査で検出された政府区画施設、東辺築地から西に約40m、北辺築地から南に約30~40mの地域である。

調査地基本杭は、No.10マンホールから測点移動し、X=-34.444, Y=25.533, H=48.243とした。

調査地設定では、高清水公園の中心部でもあり、桜・松等の樹木が点在するため、かなりの制約を子儀無くされた。そんな中で発掘区は、正殿の推定域と北辺築地延長線上と二ヶ所に設定した。最初に両地区的表土、神社建立の際の整地及び旧耕作土除去作業を実施したが、すべて除去するのに40日を費し、8月27日に終了した。

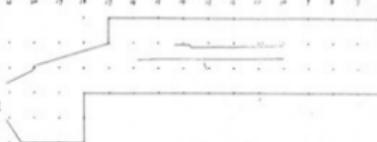
両地区とも深さ約1.3mの表土、整地層、耕作土を除去すると既に掘り方と考えられる落ち込みがいくつか認められたので、正殿地区から遺構精査に入った。その結果正殿の一部と考えられる東西5間の掘り方が南北に5列確認されたが、規模、形状、埋土に相違が認められることから何棟かの重複が考えられた。またこれら掘り方群の約6m程南でも小規模な掘り方が認められ、精査の結果1間×3間と2間×3間の東西棟掘立柱建物であることが判明した(9月1日)。

正殿の規模を明確にするため掘り方の重複関係



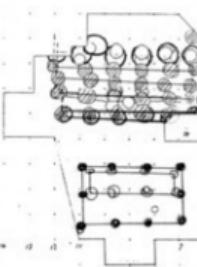
第22図 第40次調査周辺地形図

DATA : 秋田城跡歴史文化資源調査
測量担当者 : 長谷川 (氏) 大里 健
監修者 :



Ⓐ

正殿の跡地の範囲
正殿の跡地は、北辺築地より
北側の狭い範囲で、東西に5列
南北に5列の掘り方がある。
この跡地は、正殿の跡地と見
えていたが、正殿の跡地は、
東西に5間の掘り方が南北に5列
ある。この跡地は、正殿の跡地
ではない。
正殿の跡地は、正殿の跡地と
見えていたが、正殿の跡地は、
東西に5間の掘り方が南北に5列
ある。この跡地は、正殿の跡地
ではない。



を重点に精査した結果、5列の掘り方は正殿の南桁、あるいは廂部分と考えられたため北へ調査区を拡張することとした。また北方地区の西で検出されていた焼土遺構の掘り下げを併行して実施した。拡張部では北桁列と考えられる掘り方が認められた。また正殿の西、調査区西壁で南北に連なる焼土が認められたが掘り方プランは不明確である。先に検出されていた5列の掘り方の最前列を精査したところ大きな掘り方は3回の重複が認められ、さらに最も新しい掘り方には、黄色粘土が混入されている抜き取り穴が認められた。南から2列目の掘り方は溝との重複が認められる(挿図)。正殿東妻は調査区東壁にかかるため拡張し、全容を明確にすることにした(9月25日)。

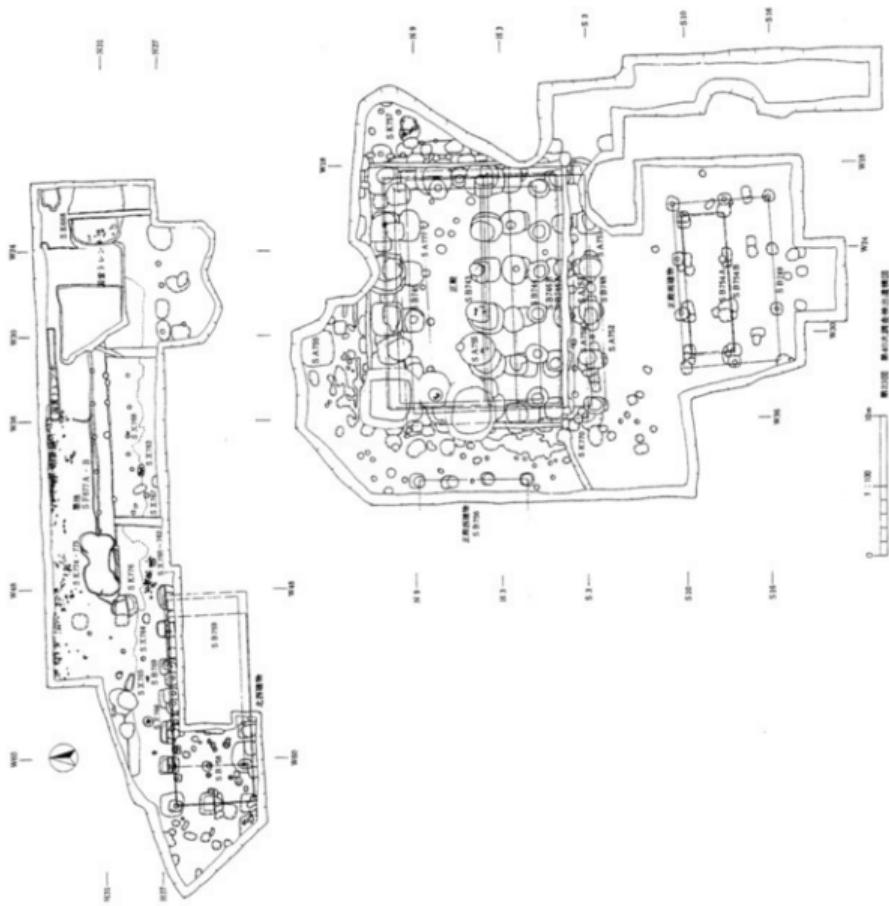
北方地区では精査の結果不整形な土壤が6基程検出されたが、いずれも浅く、出土遺物も少ないため性格は不明である(29日)。

後殿の有無を追求するため樹木の合間をぬって北方地区南側を拡張した。この位置は正殿の東西中軸の北方延長上である。掘り方3個は検出されたものの、正殿中軸線から東に1間延びるに過ぎないことから東西2間の規模の後殿は考え難く、またこの南には建物1棟分のスペースが存しないことから、秋田城には後殿が存在しなかったものと考えられる(10月1日)。脇殿の有無を確認するため正殿東前方にトレンチを設定し、調査したが、遺構は皆無であった(11日)。東脇殿は恐らく忠魂碑の下部と考えられる。北方地区西側では焼土遺構面の精査の結果、小規模な掘り方が検出されたが、一部南壁にかかるので1m程拡張した。その結果3棟の東西棟建物の重複が判明した。この間柱の断ち割り及び築地崩壊土除去と寄柱検出作業を実施した(17日)。10月5日多賀城跡調査研究所の進藤秋輝氏来訪。正殿の柱組合せについてご指導をいただいた。また東妻の柱痕跡にビッシリ混入していた焼土は建物の壁土で、その表面に2~3mmの厚さで認められた白土は白壁の可能性があるとのことだった。この白土については後日、国立歴史民俗博物館の永鳴正春氏及び秋田大学鉱山学部の本多朝郎教授に分析を依頼したところ白土と判明した。

20日の現地説明会のため清掃作業と遺構実測のため掘り方を設定(19日)。全景写真撮影(24日)、航空写真撮影(25日)。

26日より平面実測を開始し、併行して正殿柱断ち割りを実施する。SB748南廂列では、それと重複する新しい掘り方(SB745)、更に東西及び南で新しい掘り方に切られる直径約30cmのピット列(SA751)のあることが判明した。正殿前方の建物も断ち割りを行い順次断面の写真撮影(27日)。SB745南桁東2番目掘り方を断ち割りしたところ、焼土の量が極度に異なる断面が認められ、重複の可能性を考えられたが、他の掘り方を精査した結果埋土の違いで重複ではないことが判明した(29日)。ベルトコンベア等の機材類はすべて撤収(31日)。

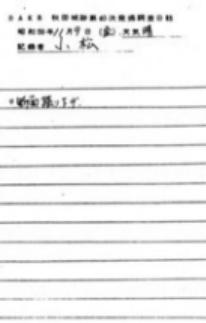
SB744東妻断ち割りに統いて北桁行の断ち割りを実施したが、重複が多いため半裁するとプランの消滅する掘り方が生じるためほぼ柱通りに幅50cmのトレンチを入れ観察することとした(11月8日)。その結果、東妻ではわずかに確認していたSB746に切られている北の掘り方は、SB746とまったく同位置に掘り込まれているSB746B建物があることが明確となった。またSB746掘り方の中間



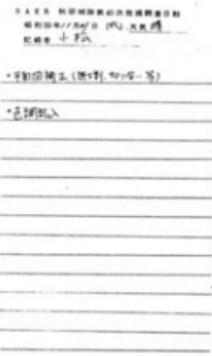
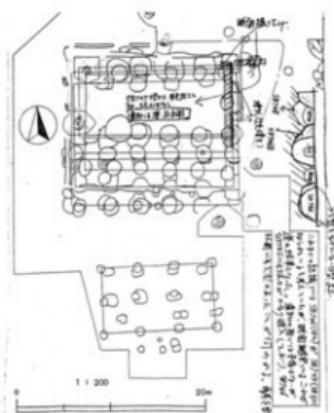
に見られるSB747掘り方は、北列、東列は確認できるものの、西・南では認められず建物跡とは断定できなかった。SB747東列は布掘りを伴うことから北列についても同様のことが考えられる。9日、SB746東妻の断ち割りで新たな事実が判明した。これまでSB746かSB745に切られていると考えていたが、断面観察の結果逆転した。誤認の理由は、南桁の切り合いがほんのわずかであったことと、掘り方埋土が近似していたため平面プランでは識別困難であったと考えられる（9日、挿図）。SB746廂掘り方を断ち割り、いずれも重複が認められることから、SB746Bも廂付建物と断定された（21日）。

正殿前方建物SB754の再精査したところ、上述した1間×3間の建物は、ほぼ同位置、同規模で重複が認められた（26日）。

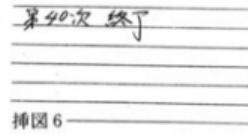
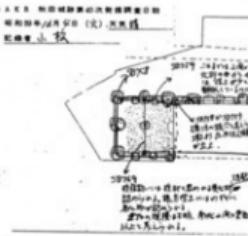
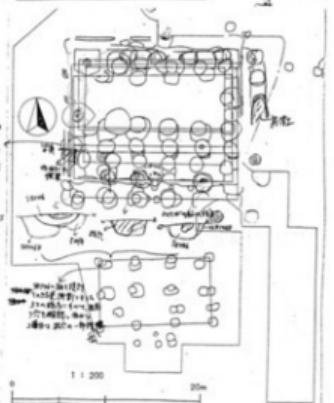
12月3日、北方地区的平面、レベル実測を実施した。4日は北方地区北西建物群を再精査し、重複の新旧関係及び掘り方断面の土層を



挿図4



挿図5



挿図6

再確認し、すべての調査を終了した。

本調査地は前述の如く、樹木、つづじ等が多く、拡張のたびに護国神社宮司の面山千岳氏に多大なご迷惑をおかけしたが、すべて心良くご快諾いただき、十分な調査を実施することができたことを感謝申し上げたい。

2) 検出遺構と出土遺物

建物跡についての数値及び出土遺物は別表を参照。ここでは建物跡全体について概略を述べる。

〈正殿〉(第24図、図版11・12)

耕作土を除去した段階で掘り方プランが確認されており、層位的な新旧関係の把握はできない。正殿は6時期の変遷が認められ、その新旧関係は掘り方の重複から明白である。すなわち古い方からSB748B→748A→745→746B→746A→744→743である。最も新しいSB743は根石等の状況から礎石建物が推測されるが、それ以外はすべて南面片廂、東西棟の掘立柱建物である。

掘り方形は最も古いSB748B、748Aを除き、隅丸方形か不整円形を呈する。埋土はSB748B、748Aが地山飛砂層の褐色砂と黒色粘土ブロックからなり、他の掘り方は赤褐色砂、赤褐色粘土ブロックを主にした軟かい砂質土で比較的遺物の細片が含まれる。SB745埋土には多量の焼壁が混入しており、前代の建物が火災を受けて焼失したことが伺われる。またSB746柱痕跡には、多量の焼壁（白土塗）と炭化材が混入されていることから、被火災建物と考えられる。

〈正殿南建物〉(第26図、図版12)

掘り方プランは、耕作土を除去した段階で確認されたが、掘り込み面は褐色の比較的締った地山砂で、正殿付近のサラサラした飛砂と異なる。

SB754B、754はほぼ同位置・同規模の建替えである。埋土は褐色砂で周囲の地山砂の色調と酷似し、きわめて識別しにくい。SB749は、SB754建物を南に1間拡張した形で建替えがなされている。

〈北西建物〉(第28図、図版16)

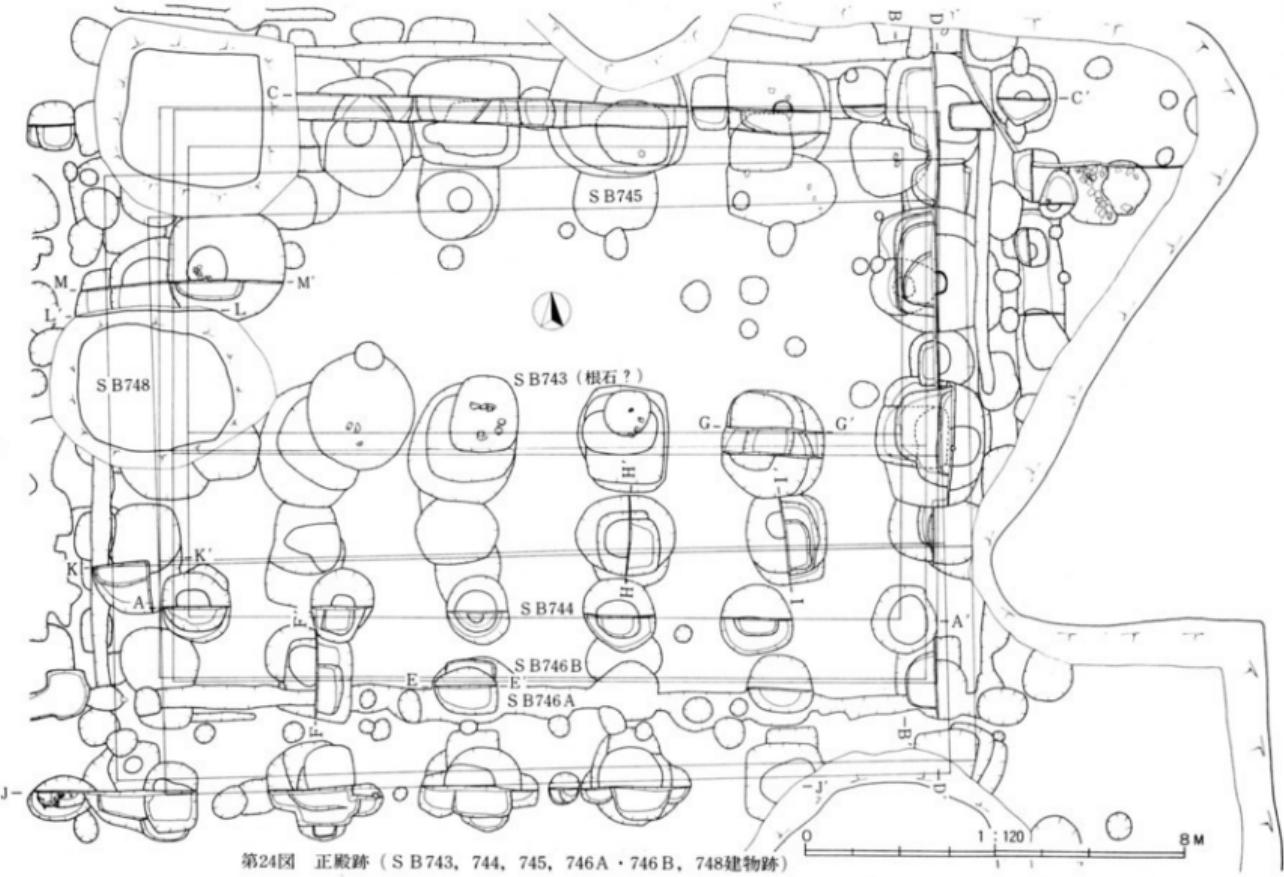
最も古いSB769は、崩壊土と考えられる赤褐色粘土を除去した段階で掘り方プランが確認された。掘り方は平面プランがほぼ方形を呈しきれい、深さも1.2mと堂々とした規模である。埋土は褐色砂で無遺物であるが、柱痕跡には焼土、炭化物の混入が認められる。SB759も柱痕跡に焼土、炭化材が認められることから焼失したものと考えられる。

〈正殿西建物〉(第29図)

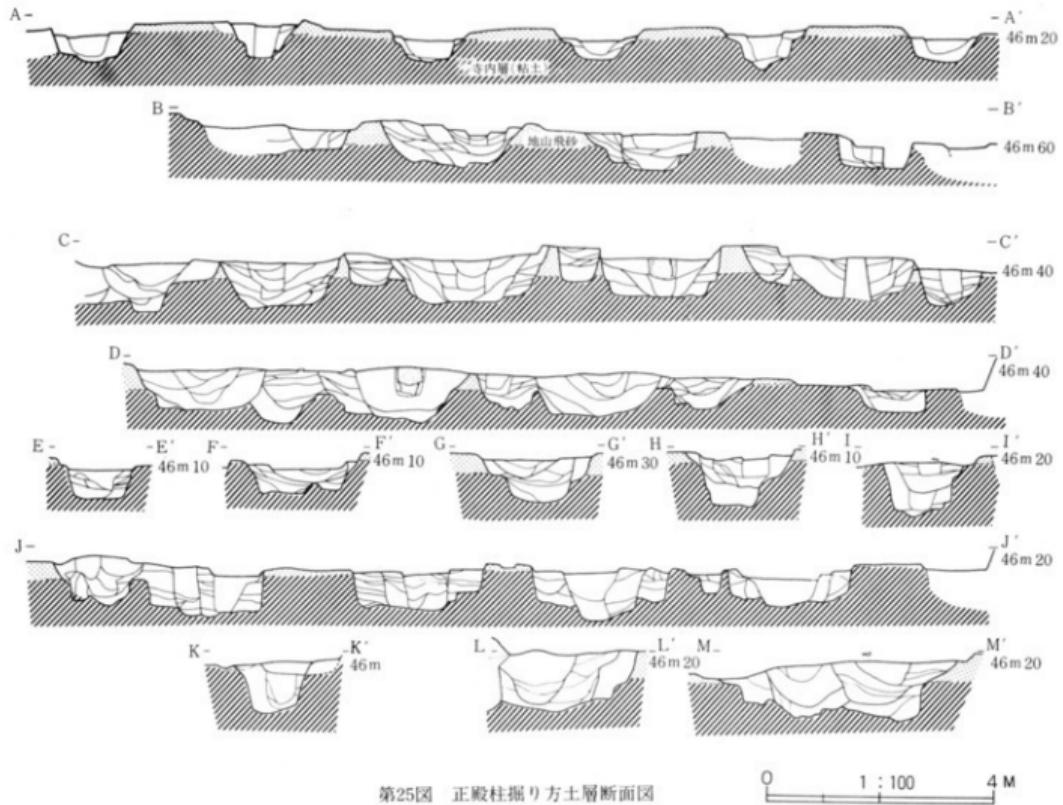
SB756建物は正殿の西約5mで東廻と思われる4個の掘り方を確認したに過ぎない。掘り方にはいずれも抜き取り穴が認められる。

SF677A・B築地(第27図、図版18)

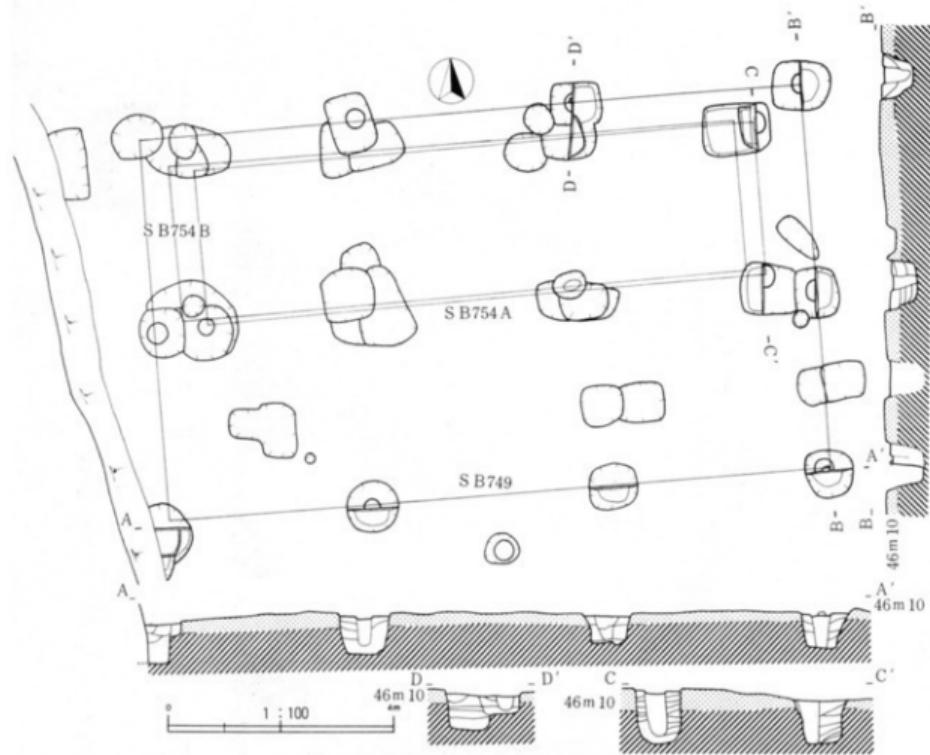
北調査区で検出された。基底幅約1.2m、残存高約50cmである。積土は赤褐色土と黄褐色土を互



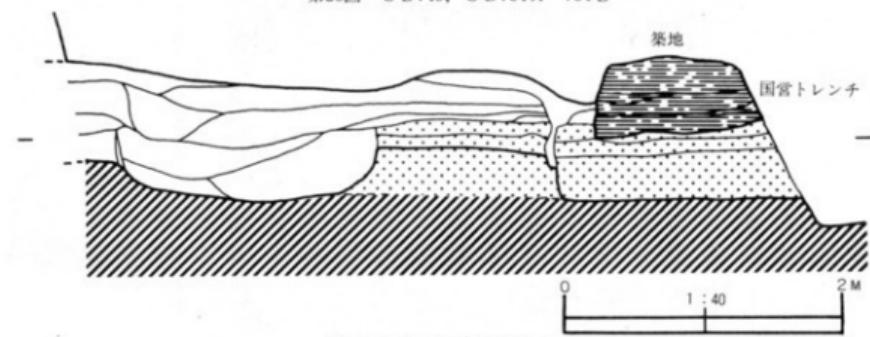
第24図 正殿跡 (S B743, 744, 745, 746A・746B, 748建物跡)



第25図 正殿柱掘り方土層断面図

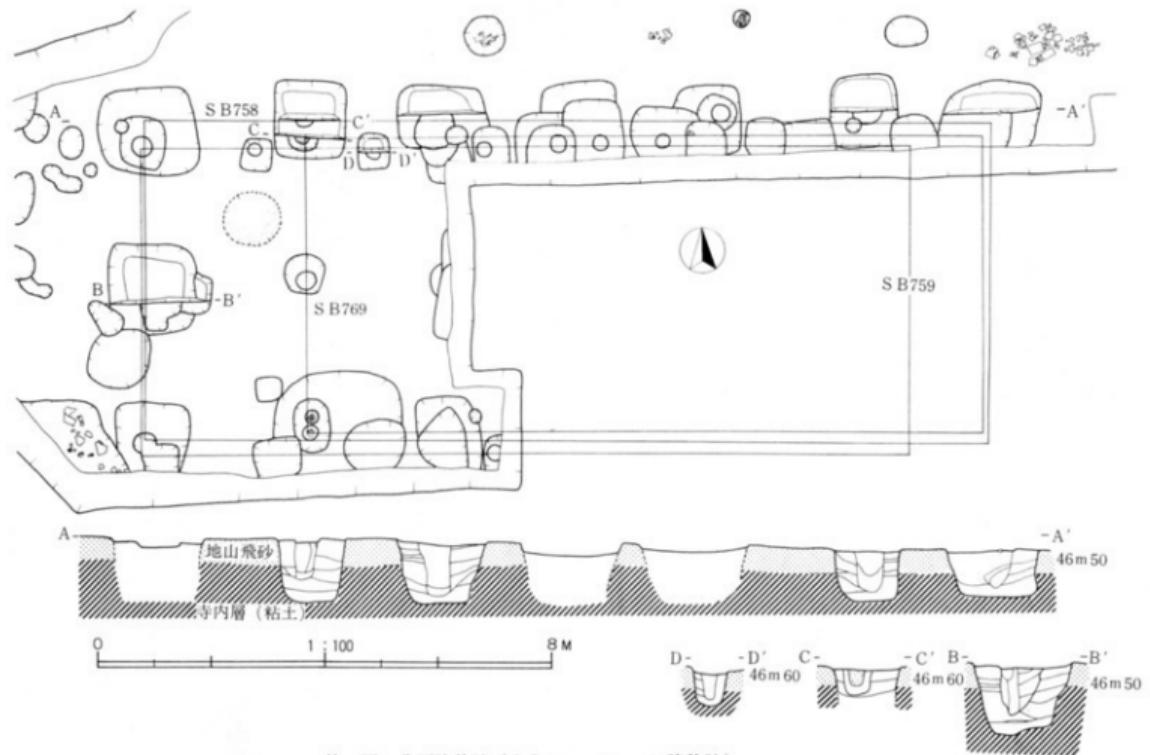


第26図 S B 749, S B 754 A・754 B



第27図 政庁北辺築地断面図

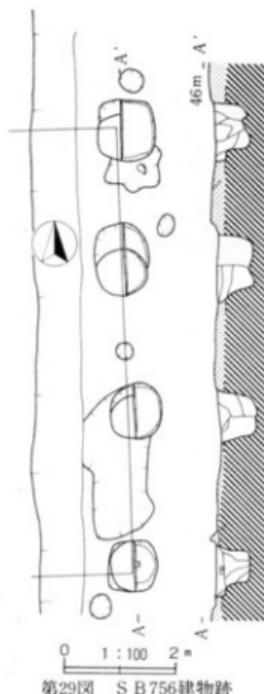
層に版築をしているが、あまり堅く叩き締められていない。正殿中軸線上部分は国営調査によつて発掘済みで、門跡等は検出されなかつたようであるが、築地の北約6～7m付近で瓦の堆積が報告されており門の可能性を指摘している。調査区の西側では擾乱により削平されている。



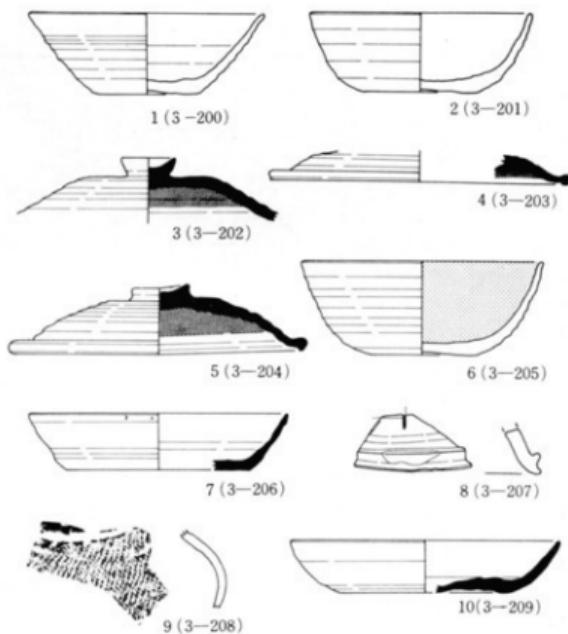
第28図 北西建物跡 (S B758, 759, 769建物跡)

表III 第40次調査建物跡観察表

建物	規模(桁行×梁行)(m)	構造及び方位	出土遺物(掘り方内)・その他
正殿	SB748 5間×4間(18.0×12.6) 南桁西から(3.6+3.6+3.6+3.6+3.6) 東梁北から(2.7+2.7+2.7+4.5)	南面片廻付掘立柱 W 3°S	出土遺物:なし 埋土:褐色砂、粘土(黒)ブロック
	SB745 5間×3間(16.5×12.0) 南桁西から(3.3+3.3+3.3+3.3+3.3) 東梁北から(3.5+3.5+5.0)	南面片廻付掘立柱 W 1°~2°S	出土遺物:赤褐色土器環二次調整・無調整、焼壙・瓦・転用硯(蓋)、鐵製品釘(第30図13-14) 埋土:褐色砂、焼壁、炭化物
	SB746B 5間×3間(?)×(?)	南面片廻付掘立柱 W 0°S	出土遺物:焼壙、赤褐色土器環二次調整 (第30図2)無調整、鐵製品(第30図15・16)
	SB746A 5間×3間(16.5×12.0) 南桁西から(3.3+3.3+3.3+3.3+3.3) 東梁北から(3.5+3.5+5.0)	南面片廻付掘立柱 W 0°S	出土遺物:赤褐色土器環無調整、須恵器蓋の転用硯(第30図3・4・5)、壙、瓦 埋土:赤褐色土、焼壁、白土、炭化物
	SB744 5間×3間(15.0+9.8) 南桁西から(3.0+3.0+3.0+3.0+3.0) 東梁北から(2.8+2.8+4.2)	南面片廻付掘立柱 W 1°~2°N	出土遺物:赤褐色土器環無調整(第30図1) 瓦・壙、須恵器環、蓋 埋土:赤褐色土、焼壁、白土、炭化物
	SB743 5間×2~3間(?)×(?)	礎石? W 1°~2°N	出土遺物:赤褐色土器環無調整 埋土:河原石
正殿南建物	SB754B 3間×1間(9.9×3.0) 北桁西から(3.3+3.3+3.3) 東梁(3.0)	掘立柱 W 3°S	出土遺物:なし 埋土:黄褐色砂
	SB754A 3間×1間(9.9×3.0) 北桁西から(3.3+3.3+3.3) 東梁(3.0)	掘立柱 W 3°S	出土遺物:須恵器環、瓦 埋土:暗褐色砂、赤褐色粘土ブロック
	SB749 3間×2間(11.5×6.7) 北桁西から(3.8+3.8+3.9) 東梁北から(3.6+3.1)	掘立柱 W 3°S	出土遺物:赤褐色土器環二次調整、内黒土師器環(回転ケズリ)(第30図6)、円面硯(8) 埋土:褐色砂、赤褐色粘土
北西建物	SB769 6間×2間(14.8×5.4) 北桁西から (2.8+2.4+2.5+2.2+2.6+2.3) 西梁北から(2.7+2.7)	掘立柱 W 0°S	出土遺物:弥生式土器、鐵製品釘(第30図17) 埋土:黄褐色砂、赤褐色粘土 柱痕跡:焼土、炭化物、赤褐色土
	SB759 7間×2間(13.8×5.6) 北桁西から (2.0+2.0+2.0+2.0+2.0+1.8+2.0) 西梁北から(2.8+2.8)	掘立柱 W 0°S	出土遺物:赤褐色土器蓋 埋土:黄褐色砂、焼土、炭化物 柱痕跡:赤褐色砂、焼土、炭化物
	SB758 6間×2間(11.8×5.0) 北桁西から (2.3+2.3+1.8+1.8+1.8+1.8) 西梁北から(2.5+2.5)	掘立柱 W 0°S	出土遺物:なし 埋土:暗褐色砂 柱痕跡:焼砂、炭化材
正殿西建物	SB756 ?×3間(?)×7.5) 東梁北から(2.2+2.6+2.7)	掘立柱 N 1°W	出土遺物:須恵器環(回転ケズリ)(第30図7) 瓦、壙 埋土:褐色砂、黄褐色砂



第29図 S B 756建物跡

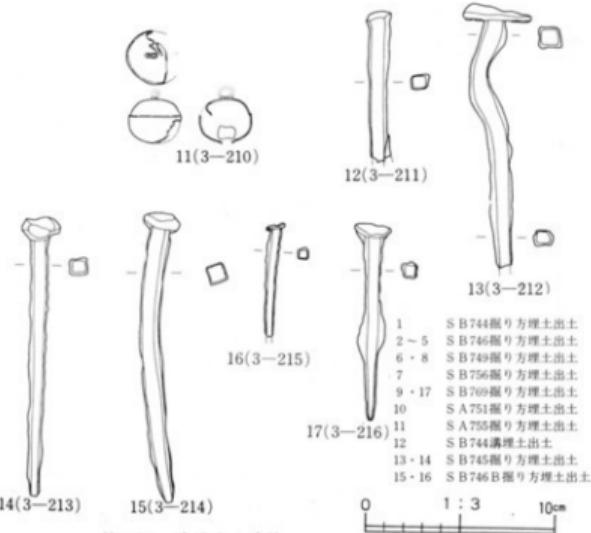


S K 668土壤 (第23図、図版16)

昭和57年度第36次調査で東半分を検出済みである。築地崩壊土を掘り込む楕円形の土壤であるが性格は不明。

S K 668出土遺物 (第31図、図版37)

須恵器：1は黒褐色を呈する硬質焼成の硯である。蓋の製作工程とまったく同じ技法で成形し、内面の一部を隅丸方形に削りくぼめ海としている。しかし本来は蓋として成



第30図 遺構出土遺物

SK757土壤 (第23图)

刀具状或刀形，器表带土。器身直，口部略外侈，器底平直。外廓圆滑，出土时已失去原貌。2件特征完全一致，器型属中大型，器身直，口部略外侈，器底平直。3件壳形器平直无刃。

第31图 SK668土壤出土遗物



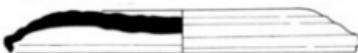
3 (3-219)

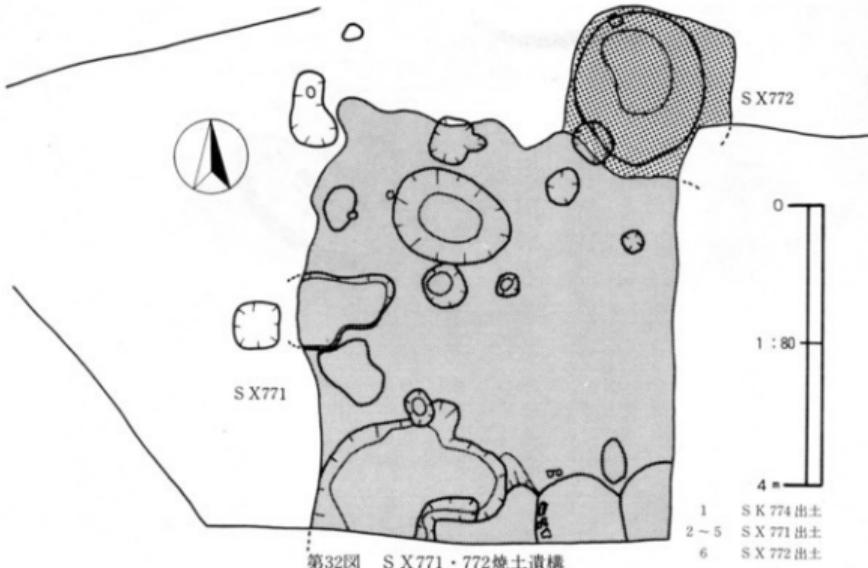


2 (3-218)



1 (3-217)





長径1.4m、短径1mで埋土は褐色砂と赤褐色粘土で多量の瓦が混入されている。瓦溜と考えられる。

SK770土壤（第23図）

SB745建物廻の西端掘り方を切って掘り込まれている。楕円形の平面プラン、鍋底状の不規則な断面、それに多量の瓦が出土することより瓦溜と考えられる。

SK774, 775土壤（第23図）

いずれも不整形プランを呈し、壁は緩い傾斜を示し、深さも10m～20mと浅く性格については不明である。築地崩壟土から掘り込まれている。

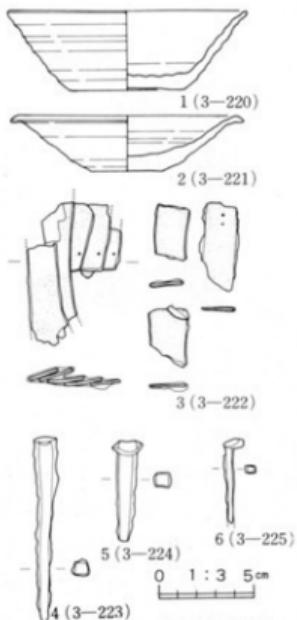
SK774出土遺物（第33図、図版36）

赤褐色土器：1は回転糸切無調整の環である。

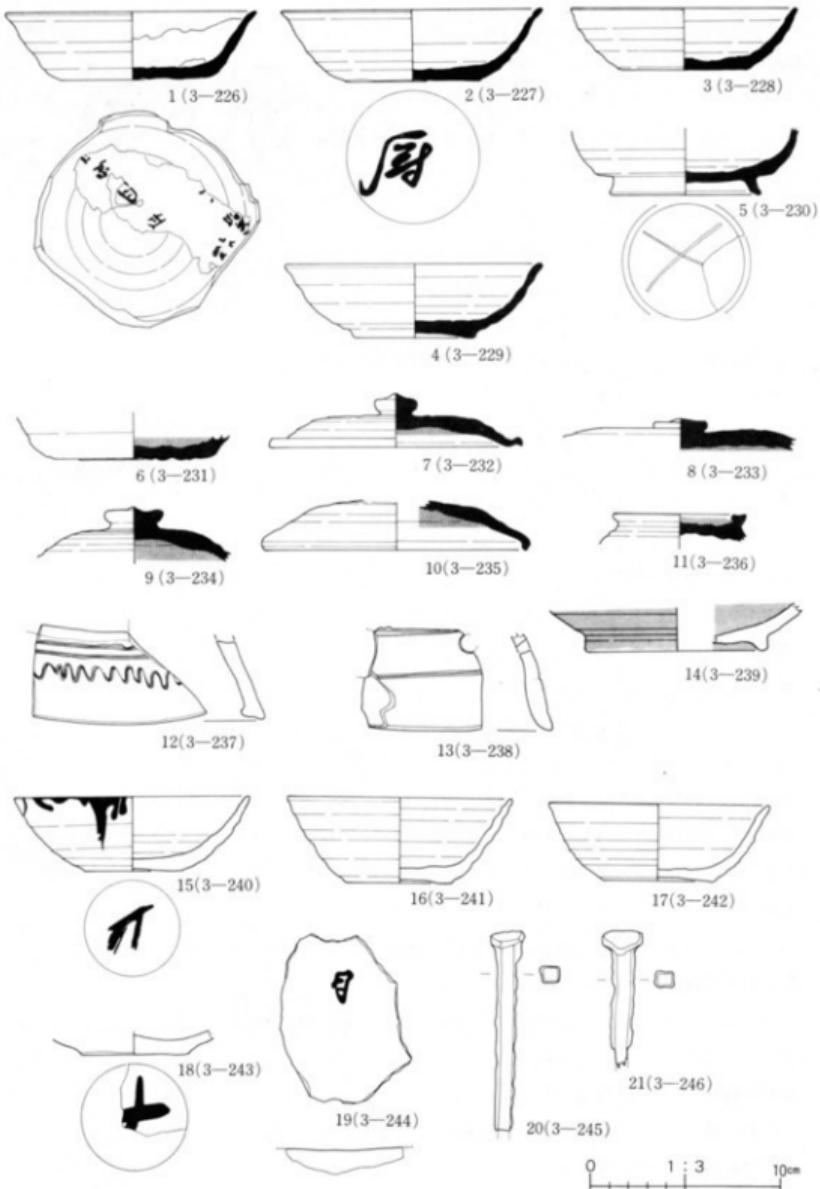
SK776土壤（第23図、図版16）

築地崩壟土を切って検出された。径約1.6mの円形で、深さは約1mの円錐状を呈する。褐色砂、赤褐色粘土の埋土で上層では比較的多くの瓦が出土している。性格は不明。

SX760～768瓦溜（第23図、図版16）



第33図 S X771・772焼土遺構
・ S K774土壤出土遺物



第34図 表土・耕作土層出土遺物

北辺塗地の南で、ほぼ東西線上に並ぶ形で検出された。径30cm～50cm程度で深さは約50cmで、すべての掘り込みに瓦が詰っている。しかし、瓦溜にしては平面プランが小規模過ぎること、東西線上にはほぼ並ぶことを考え合わせると、他の性格を考える必要がある。

SX771焼土遺構（第32図、図版17）

北調査区西で検出された。焼土及び炭化物面は、SB759建物の範囲内で確認された。焼土は北西に比較的厚く堆積しており、それを除去したところ焼壁と思われる焼土塊が集中した落ち込み部分が検出された。床面は鍋底状で地山砂が火熱のため赤褐色、黒色に変色していることから、炉あるいはカマド遺構とも考えられる。単なる火災による焼面とは考えられない。また焼土も子細に観察すると、スサの他に細い空洞があり木舞とも考えられるが、建物の壁があるいはカマド遺構のものかは識別できなかった。

SX771出土遺物（第33図、図版37）

赤褐色土器：2は回転糸切り無調整の壺である。

鉄製品：3は小札である。4、5は釘である。

SX772焼土遺構（第32図、図版17）

SX771の北に接して検出された。約1.2mの円形で、焼土がSX771を覆っておりSX771より新しいものと考えられる。鉄釘が出土している。

SX773焼土遺構（第32図、図版17）

正殿SB746建物掘り方上面で検出された。耕作のため全容は把握できないが、約60cm四方に焼土が確認され、浅いレンズ状の堆積状況を示す。

SA750柱列（第23図、図版12）

SA750としたものは、後日精査の結果SB745建物跡廻の抜き取り穴であることが判明した。

SA751・753柱列（第23図、図版12）

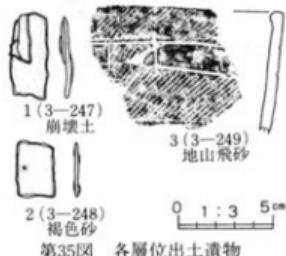
SA751はSB748A廻掘り方より新しい。またSA753はSB748A掘り方より新しく、いずれも正殿築造に伴う足場等の小掘り方と考えられる。

SA752柱列（第23図、図版12）

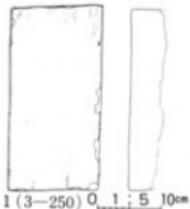
SB745廻掘り方より古い。創建期の正殿築造にかかる足場等の掘り方と考えられる。

SA755柱列（第23図、図版12）

南北に延びる3個の大形掘り方であるが、深さが異なること、周辺遺構とまったく関係が不明なこ



第35図 各層位出土遺物



第36図 崩壊土出土遺物

とから、同一時期、同遺構かどうかは断定できない。また柱痕跡も認められない。しかし中央の掘り方上層から銅鏡が一個出土している。

3) 各層位出土遺物 (第34図、図版38・39)

須恵器：1はヘラ切り無調整の壺である。内面見込みに漆紙が付着。墨の遺存状況は良くないが、赤外線テレビカメラで観察したところ2～3行の文字が認められる。「□年□月□□日」、「□四□」等が判読できる。2は回転糸切り無調整で底部に「屏」の墨書が認められる。3、6は回転ヘラ切り無調整。6は内面を硯に転用。5は底部に「X」のヘラ記号。7～10は蓋であるがすべて内面を硯に転用。11は体部下端を打ち欠き高台部内側を硯に転用。

硯：12～13は透しを有する円面硯脚部である。13は長方形の他に小さい円形透しが認められる。

赤褐色土器：15～18は回転糸切りで、15・17は体部下端から底部周縁にかけて回転ケズリが認められる。15・18の墨書は判読不可能である。

縄輪陶器：外面は回転ケズリ、内面はミガキ状の細かい調整がなされている。内外全面に刷毛塗りによる明るい黄緑色の釉が認められ、胎土は明褐色の軟質である。

博：19は博の破片で「月」の墨書が認められる。

鉄製品：20～21は釘である。

〈崩壊土層〉

博：1は黒色を呈する軟質焼成。

鉄製品：2は小札と思われる。

〈褐色砂層〉

地山飛砂層上の褐色砂から出土した。

鉄製品：3は2と同様、小札と考えられる。

〈地山飛砂層〉

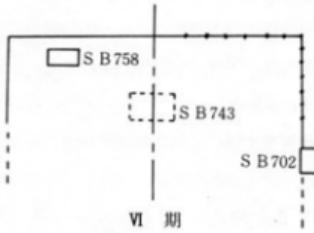
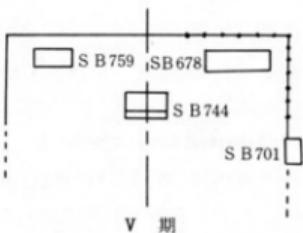
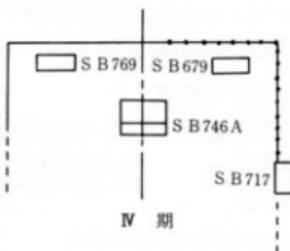
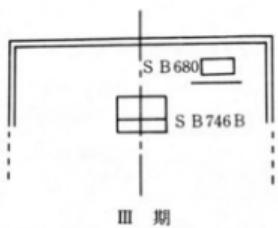
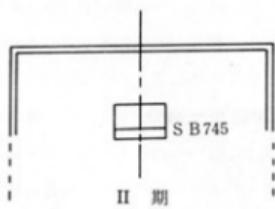
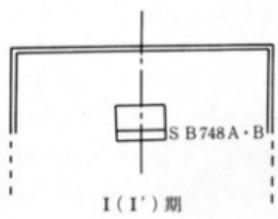
縄文式土器：4は方形の区画文内を磨消した縄文式土器である。口唇部にも縄文が施されている。

4) まとめ

第40次調査では正殿、正殿南建物、北西建物が検出された他、政庁域の規模がほぼ判明した。これまでの調査では東辺建物、北東建物（昭和58年度）が検出されており政庁内の大部分の建物が明らかにされているが、脇殿については未だ未調査である。したがって本項では、正殿の変遷と政庁の規模それに若干の年代観についてのみ述べ、政庁内外全域の変遷、構成については本報告に委ねたい。

正殿は掘り方の重複からVI期の変遷が認められる。

第I期(SB748B・748A)は東西5間×南北3間に南廂を有する。本期は他の掘り方によってかな



第37図 政府殿建物変遷図

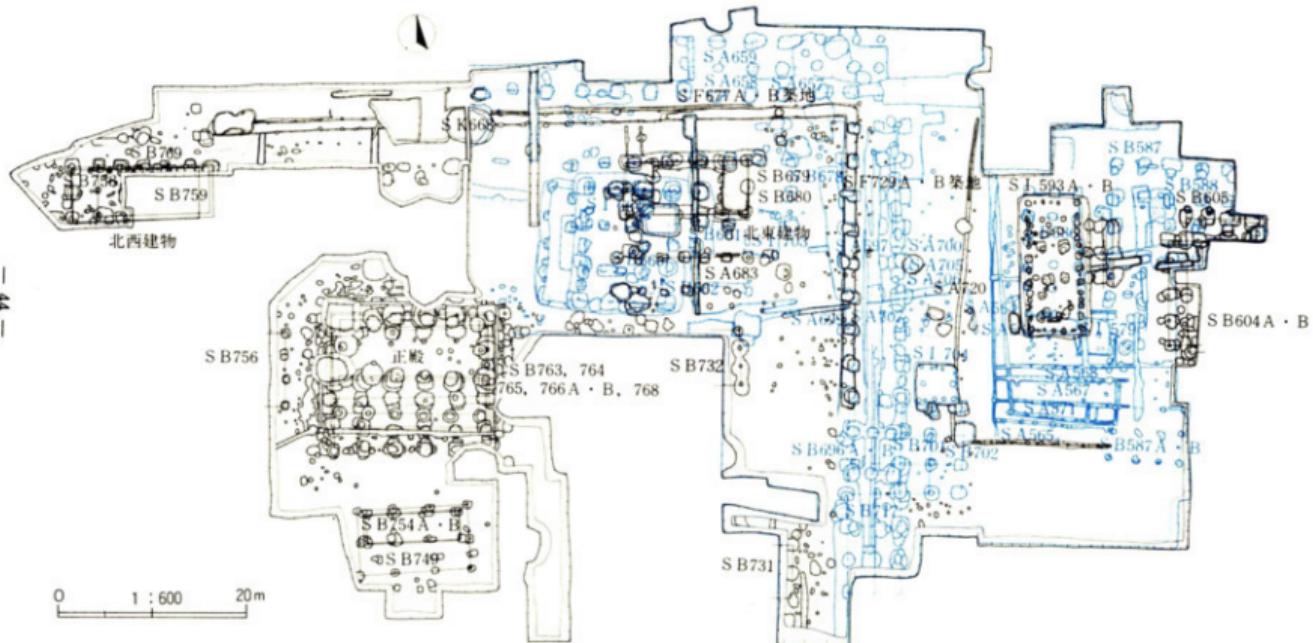
り破壊を受けており、個々の掘り方の規模や柱痕跡は不明な点が多い。しかし南廂では明らかに重複が認められることから建替えがなされたと考えることが妥当であろう。ただ明確な建物の規模を確認できなかったので、新たに期を設定せずに第Ⅰ期—A、Bとした。第Ⅱ期（SB745）は東西5間、南北2間に南廂を有する。第Ⅰ期とはほぼ同位置であるが南軸と廂の柱間が若干広い。この掘り方埋土には焼壁、焼博が多量に充填されているものがあり、第Ⅰ期—Bが火災を受けた可能性を示唆している。第Ⅲ期（SB746B）は東西5間、南北2間に南廂を有する。本期は前期より約2m程北に寄り、掘り方は次期と共に最も大きく径約2mを計る。第Ⅳ期（SB746A）は第Ⅲ期とまったく同位置、同規模に構築されたものである。柱は大部分が抜き取られているが、残存する2本の柱痕跡には多量の焼壁と炭化物が混入しており、大火災によって焼失したものと考えられる。第Ⅴ期（SB744）は東西5間、南北2間に南廂を有する。全期を通じて最も小規模な正殿である。第Ⅵ期の他との大きな相違は、建物の周間に溝が認められることである、しかしその形状は、砂地に直接掘り込まれた幅の狭いもので、雨落ち溝とは考え難いことから、建物の構築に伴う基礎地業様の遺構と考えられる。第Ⅶ期（SB743）は第Ⅴ期とはほぼ同規模と考えられるが断定はできない。すなわち本建物は第Ⅴ期掘り方上方で認められた河原石を根石と考えたものであるが、後世の耕作のためその据え方、また根石の遺存状況もきわめて悪い。しかし、本來周辺地域は砂丘地であり自然石は認められないこと、それぞれの河原石が掘り方上に位置することから建物の可能性を指摘しておきたい。

以上のように正殿はⅥ期の変遷が認められるが、その傾向を概観すると、第Ⅰ期のみ梁間が3間、また第Ⅵ期が礎石建物の可能性があるがそれ以外はすべて東西5間、南北2間に南面の片廂を有する掘立柱建物の構造を呈する。建物規模は第Ⅰ期が最も大きく、新しくなるにつれ小規模化する。しかし、全期を通じて東西の中軸線はほぼ同位置を保ち、同時に方向の振れも小さい。掘り方については、第Ⅰ期はほぼ方形に近いしっかりした形状を呈するが、他の時期の掘り方は砂地ということもあり、平面プランは隅丸方形か不整円形、断面も大部分は鍋底状を呈する。

各期の年代については、それを決定づける土器等の出土遺物は認められなかった。

秋田城の創建期は、統日本紀天平五年（733）十二月条「十二月己未、出羽櫓遷置於秋田村高清水岡……」である。しかしこれまで外郭築地線の調査で回転ヘラケズリの須恵器杯及び国分寺下層式の丸底土師器杯が共伴しているが、あきらかに8世紀前半に遡る遺物は出土していない。

一方、紀年銘を有する木簡、漆紙文書等の出土状況を見ると、昭和52年第25次調査で東外郭の東方約100mの鶴ノ木地区井戸跡から「天平六年月」（734）「（天平）勝宝四」（752）、「（天平）勝宝5年」（753）銘の木簡が出土している。政府域では昨年度38次調査で築地隣接地から「……神護……」、「宝亀元年」（770）銘の漆紙文書が出土している。すなわち鶴ノ木地区では出羽櫓創建の翌年から750年代までの年紀のものが、また築地で囲れた政府域では760年以降のものが出土している。この年紀の相違は単なる偶然ではなくきわめて少ない資料ではあるが、両者において760年頃を機に



第38図 政庁および周辺検出遺構（下層）

政治的な変革があったことを物語るものではないだろうか。その一つに天平宝字四年頃と考えられている出羽柵→秋田城への改称問題がある。続日本紀延暦二十三年条に「……秋田城建置以来冊余年……」とあり、これは逆算すれば、天平宝字四年頃に相当するものである。

すなわち、延暦二十三年紀の記事は名称のみの変化ではなく、施設の交替も著わしているものだとすれば、現在調査中の外郭及び政庁等の施設は天平宝字四年以降の秋田城と考えることが可能である。しかしそれを立証するためには、鶴ノ木地区の建物群あるいは同丘陵上のそれ以外の地域で出羽柵の存在を証明しなければならない。鶴ノ木地区の建物は規模、配置についてはきわめて整然としたものであるが、城柵遺跡の政庁だと言い切るには証明しなければならない問題がいくつかある。例えば政庁を区画する施設と外郭線そして建物自体の年代決定等である。これらの問題が解決されない以上、両者の関係は不明と言わざるを得ない。ただ現時点では文字資料の出土を考えた場合第Ⅰ期は天平宝字四年頃の秋田城創建期の可能性を指摘しておきたい。

次に第Ⅳ期の焼失正殿は、秋田城関係文献資料の比較から最も可能性のあるものは元慶二年(878)の俘囚の反乱による秋田城の焼打ちであろう。三代実録元慶五年四日条によれば「……官舎一百六十一宇。城柵廿八字。城柵廿七基。塙柵六十一基……」が焼失したとある。この記事のみでは中心施設と思われる焼失記録は記載されていないが、類焼を被ったであろうことは想像に難くない。のことから、第Ⅳ期の終末は9世紀後葉と考えられる。

第Ⅱ期、Ⅲ期については、史料との適格な比較はできないが、第Ⅱ期は第Ⅰ期—Bの焼失による建替えがあろうことは、掘り方に焼壁、焼塙が混入することより明白である。しかし史料では大きな反乱等の記事が認められないことから、不審火等の火災によるものであろうか。年代は掘り方内から回転系切り赤褐色土器が出土することから9世紀中葉には存在していたと考えられる。またこの少し以前は秋田城の停廃問題が持ち上がっている時期でもある。

第Ⅲ期の区画施設は築地であるが第Ⅳ期は一本柱列に変化する時期である。区画施設をまったく異質なものに移行するには政治的かあるいは自然現象等のかなり重大な事情が考えられる。元慶二年以前のできごととしては、天長七年(830)、嘉祥三年(850)に出羽国において大地震が起きている。天長七年の地震では秋田城の城郭官舎、並びに付属寺院と考えられる四天王寺の仏像が倒壊したという報告がなされている。また嘉祥三年十日条によれば、出羽国において大地震が発生し、かなりの被害を受けたと記録されている。このことから第Ⅱ、Ⅲ期は地震による建替えが考えられる。

第Ⅴ、Ⅵ期については年代決定の資料は皆無と言って良いが、第Ⅴ期の掘り方、第Ⅵ期の根石付近からは、赤褐色土器が多く出土しており、第Ⅵ期については10世紀代まで存続の可能性が考えられる。

次に区画施設であるが、その規模は、築地の場合、昨年度第38次調査で東辺、北辺が、また今次調査で正殿が明確になったことから、政庁の東西線は中軸から折り返すと約94mとなる。しかし南北については南辺が未確認であることから不明と言わざるを得ない。

区画施設は築地が2時期、築地の後の一柱列の3時期で計5時期の変遷が認められる。各時期の区画施設と正殿との関係は第37図の如くである。

周囲を取り囲む施設としては上述の如くであるが、この他に東辺において南北に走る一本柱列及び布掘りを伴う柱列が認められることから、四至を囲む施設が消滅した後も、これらの堀で東西の諸施設を区画していたものと考えられる。

なお築地に伴う北及び東門は確認されなかった。また一柱柱列にともなうものとして東辺中央部付近で検出された建物が門の可能性があるが、一本柱の建物への取り付き方、建物自体の構造上断定でき難い。また、北辺において中軸線より西側が不鮮明であり今後の調査課題である。

表IV 第39次出土墨書土器一覧表

番号	遺物番号	図版番号	器種	調整技法	切り離し	色調	墨書部位	出土層位	備考
1	2-925	7-3	赤褐色土器		糸切り	赤褐色	底部	黒色土	□□(三角形の記号か)
2	2-920	-4	赤褐色土器(台付环)		#	浅黄橙色	#	黒色砂	□
3	2-933	4-5	#		#	黄褐色	体部	溝	□
4	2-919	-6	#		#	浅黄橙色	底部	#	□
5	2-937	8-6	須恵器		ヘラ切り	灰白色	#	黄褐色砂	□□
6	2-910	-13	赤褐色土器		糸切り	暗褐色	体部	#	金
7	2-907	-15	#		#	暗赤褐色	#	#	真
8	2-931	-16	#		#	赤褐色	底部	#	□□(2字異筆)
9	2-952	-17	土師器(台付环)		#	淡褐色	体部	#	生
10	2-930	-18	赤褐色土器(台付环)		#	赤褐色	底部	#	□
11	3-008	9-19	土師器		不明	暗褐色	体部	#	□(我カ)
12	2-929	-20	赤褐色土器		糸切り	黄橙色	底部	#	□
13	3-005	-21	#		#	黄褐色	#	#	□
14	2-932	-22	#		#	淡赤褐色	体部	#	□
15	2-939	10-1	須恵器		ヘラ切り	灰白色	底部	灰白色	□(我カ)
16	2-945	-3	#		#	#	#	#	□(可カ)
17	2-950	-4	#		不明	暗灰青色	体部	#	□
18	2-923	-18	赤褐色土器		糸切り	黄褐色	底部	#	□
19	2-921	-19	#		不明	淡黄橙色	体部	#	□
20	2-948	-20	#		糸切り	浅黄褐色	底部	#	□(大カ)
21	2-922	-21	#		不明	浅黄橙色	体部	#	□
22	2-947	-22	#		#	#	#	#	□
23	2-924	-23	#		糸切り	赤褐色	底部	#	上
24	2-927	-24	#		不明	浅黄橙色	体部	#	太
25	2-928	-25	#		糸切り	黄褐色	底部	#	□
26	2-926	-26	#		#	赤褐色	#	#	生
27	2-940	13-1	須恵器		ヘラ切り	暗灰白色	#	泥炭	□(門カ)
28	2-938	-3	#		糸切り	灰青色	#	#	□(ロカ日カ己カ)
29	2-941	-6	#		#	灰白色	底部・体部	#	□/□
30	2-944	-7	#		ヘラ切り	灰青色	底部	#	□

番号	遺物番号	図版番号	器種	調整技法	切り離し	色調	墨書き部位	出土層位	備考
31	2-943	-8	"		"	灰白色	体部	"	□
32	2-946	-9	須恵器(台付环)		糸切り	灰青色	底部	"	□
33	2-949	-10	"		ヘラ切り	灰白色	"	"	□
34	2-942	-11	須恵器(蓋)	天井部回転ケズリ	不明	暗灰青色	つまみ部	"	□
35	2-953	16-26	土師器		糸切り	暗褐色	体部	"	□
36	2-954	-27	"		不明	"	"	"	□
37	2-914	17-32	赤褐色土器		糸切り	"	内面体部	"	□
38	2-915	-34	"		"	灰白色	底部	"	「イ」状の記号か
39	2-918	-35	"		"	暗黄褐色	"	"	□
40	2-925	-36	"		"	赤褐色	"	"	□
41	2-917	-37	"		"	浅黄橙色	体部	"	□
42	2-916	18-67	"		"	黄褐色	底部	"	解
43	2-908	-71	"		"	"	体部	"	□(史古更カ)
44	3-035	-73	"		"	赤褐色	"	"	□
45	2-909	19-77	赤褐色土器		不明	赤褐色	体部	泥灰	□
46	2-911	-78	"		糸切り	黄褐色	"	"	□
47	2-913	-79	赤褐色土器(台付环)		"	浅黄橙色	底部	"	□
48	2-936	-80	"		"	"	"	"	□
49	2-912	-81	"		"	明黄褐色	"	"	長
50	2-951	-82	"		不明	灰褐色	体部	"	□
51	2-955	-83	土師器		"	赤褐色	"	"	□

表V 第40次出土墨書き土器一覧表

番号	遺物番号	図版番号	器種	調整技法	切り離し	色調	墨書き部位	出土層位	備考
52	3-227	34-2	須恵器		糸切り	灰青色	底部	耕作土層	
53	3-240	-15	赤褐色土器		"	赤褐色	"	"	□
54	3-243	-18	"		"	"	"	"	□(+カ)
55	3-244	-19	博		—	暗褐色		"	月

表VI 第39次出土人面土器一覧表

番号	遺物番号	図版番号	器種	調整技法	切り離し	色調	墨書き部位	出土層位	備考
1	2-984	20-1	赤褐色土器	フタキ→手持ちケズリ		赤褐色	体部	上層青褐色 色鉛筆	人面墨書き 4面
2	2-985	-2	"	"	"	"	"	"	2面 (4面か)
3	2-982	21-3	"	回転ケズリ	糸切り	茶褐色	"	第5底炭層	" 3面
4	2-983	-4	"	"	"	"	"	"	3面
5	2-981	-5	"	手持ちケズリ	"	赤褐色	"	下層青褐色 色鉛筆	" 5面
6	2-906	19-76	赤褐色土器	环	不明	"	"	泥灰層	体部に目玉

調査成果の普及と関連研究活動

(1) 現地説明会の開催

第39次調査について

講師 小 松 正 夫 昭和59年6月23日

第40次調査について

講師 小 松 正 夫 昭和59年10月20日

(2) 諸団体開催研究会議への参加

○科学研究費会議 「東日本の城柵遺跡」

出席 小 松 正 夫 昭和59年5月1日（於・国立歴史民俗博物館）

○社教主事研修会

出席 日 野 久 昭和59年7月9日～8月9日（於・弘前大学）

○秋田県文化財保護研究協議会

講師 小 松 正 夫 「秋田城跡の発掘調査」 昭和59年11月20日（於・秋田県立博物館）

○第11回古代城柵官衙遺跡検討会

発表 小 松 正 夫 「秋田城跡第40次調査について」

参加所員 日 野 久 昭和60年2月10日、11日（於・宮城県東北歴史資料館）



図版1 第40次調査航空写真



図版2 上 第39次調査航空写真
下 第39次調査全景（西から）



図版3 上 第39次調査全景（西から）
下 SA 740 A・B・C クイ列（南から）



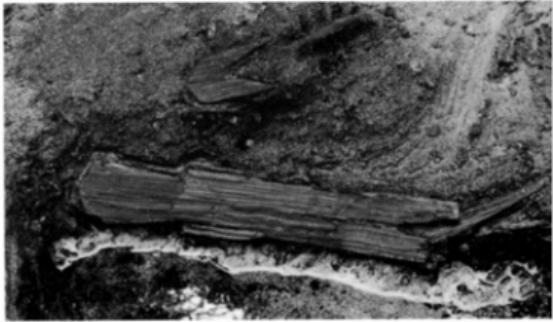
図版4 第39次調査地 上 S A740 C クイ列（南東から）
下 S A740 A クイ列（東から）



図版 5 第39次調査地 上 S A740 A クイ列（東から）
下 S A740 A クイ列（北から）



図版 6 第39次調査地 上 SD 738大溝（南から）
下 SD 737溝（南から）



図版7 第39次調査地 木製品（人形）出土状況

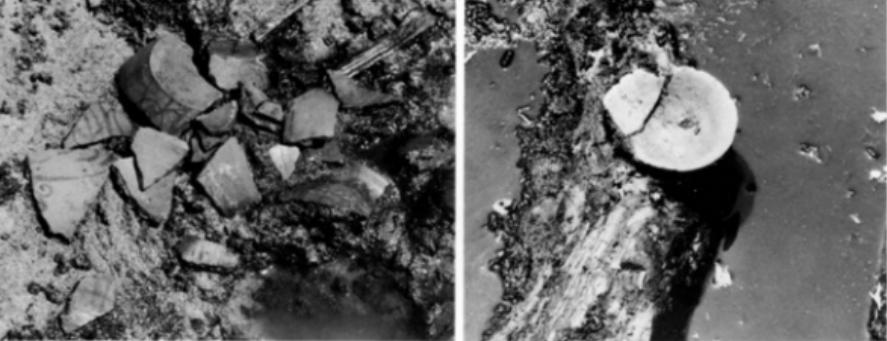


図版8 第39次調査地 木製品（煮串・刺串 出土状況）



1、4 曲物
2 火鑓白
3 下駄木
5 イシガイ
6 土器類

図版9 第39次調査地遺物出土状況



図版10 第39次調査地 上左 人面墨書き土器 上右 土器出土状況
下 木製品検出作業スナップ



図版11 上 第40次調査航空写真
下 第40次調査地 正殿跡（南から）



図版12 第40次調査地 上 正殿跡（東から）
下 正殿跡・正殿南建物跡（南から）



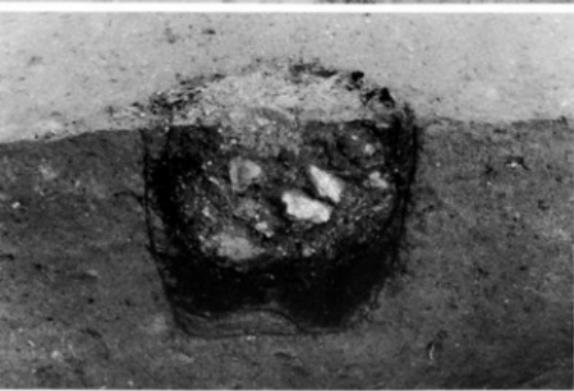
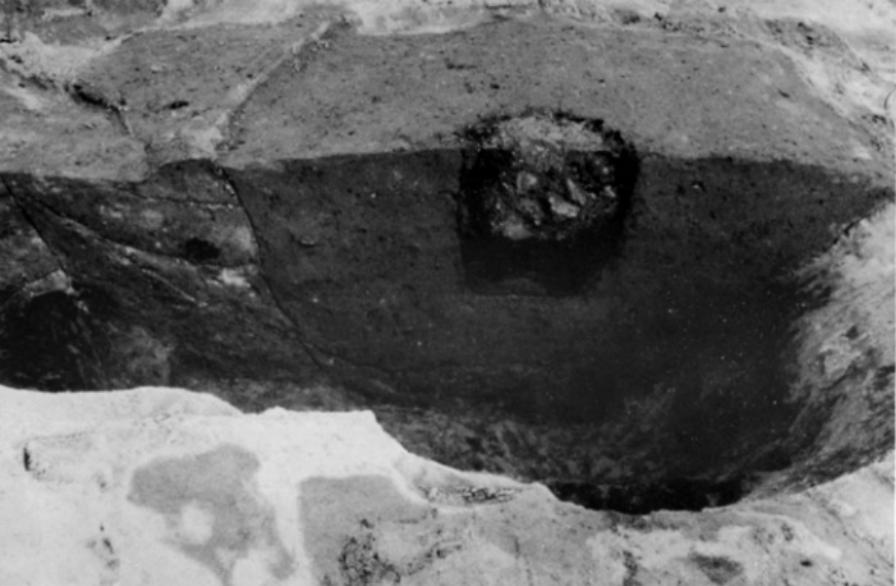
S B 745・748建物跡
南廻掘り方断面（西から）



同上掘り方断面



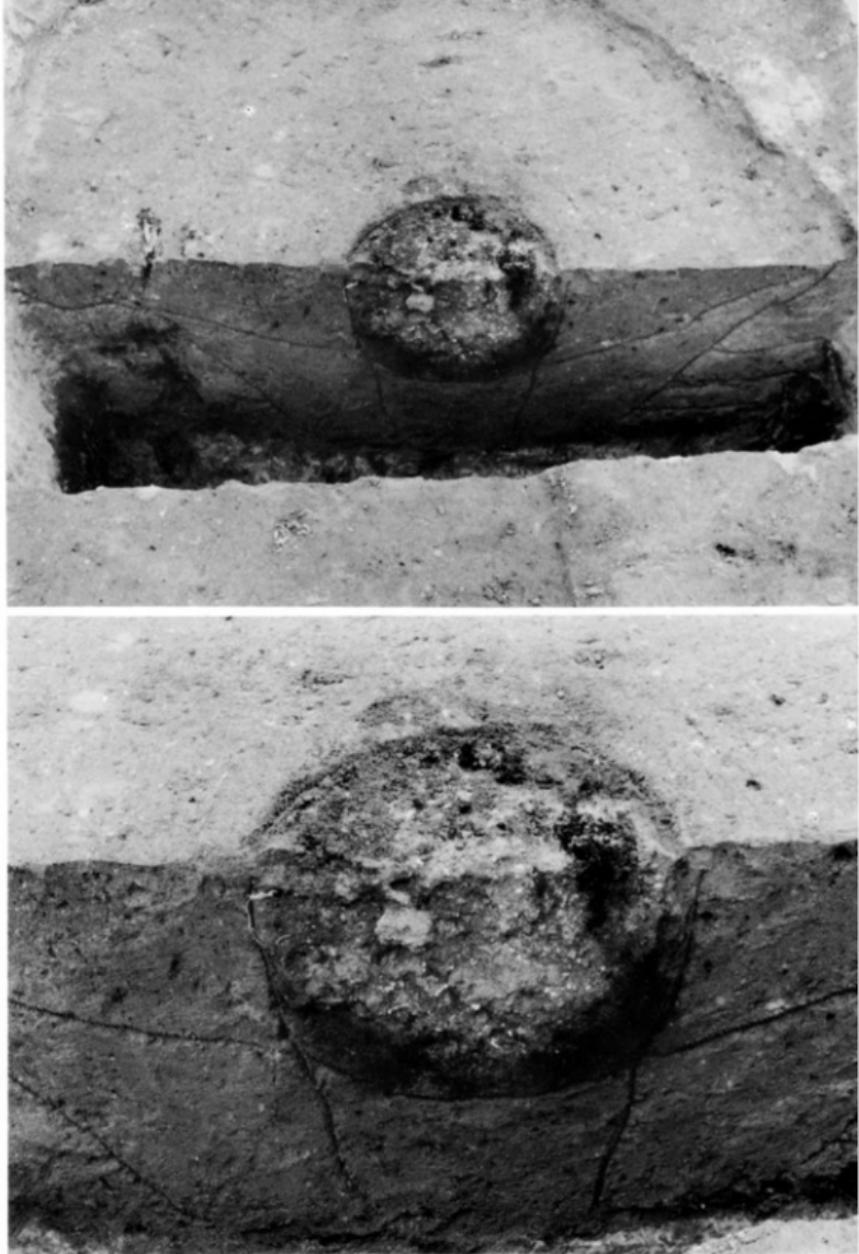
同上掘り方断面



焼壁・白土出土状況



図版14 第39次調査地 S B746建物跡掘り方断面（西から）



図版15 SB 746建物跡掘り方断面（南から）

焼壁・白土出土状況



図版16 第40次調査地 上 S F 677 A, B 築地跡（西から）
下 S B 758・759・769建物跡（西から）

S A 747柱列
掘り方断面（南から）



S B 769・759建物跡
掘り方断面（北から）

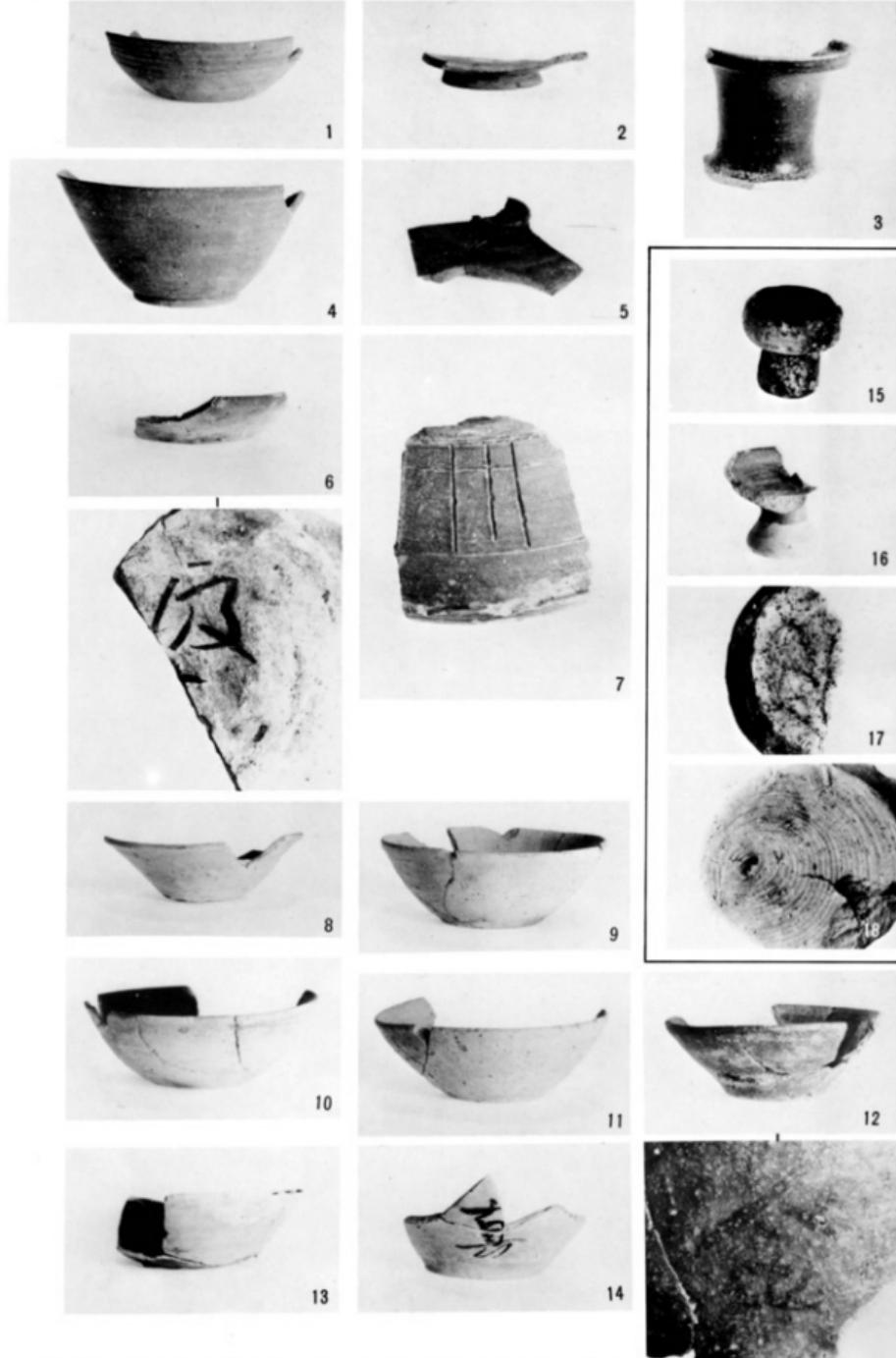


図版17 第40次調査地

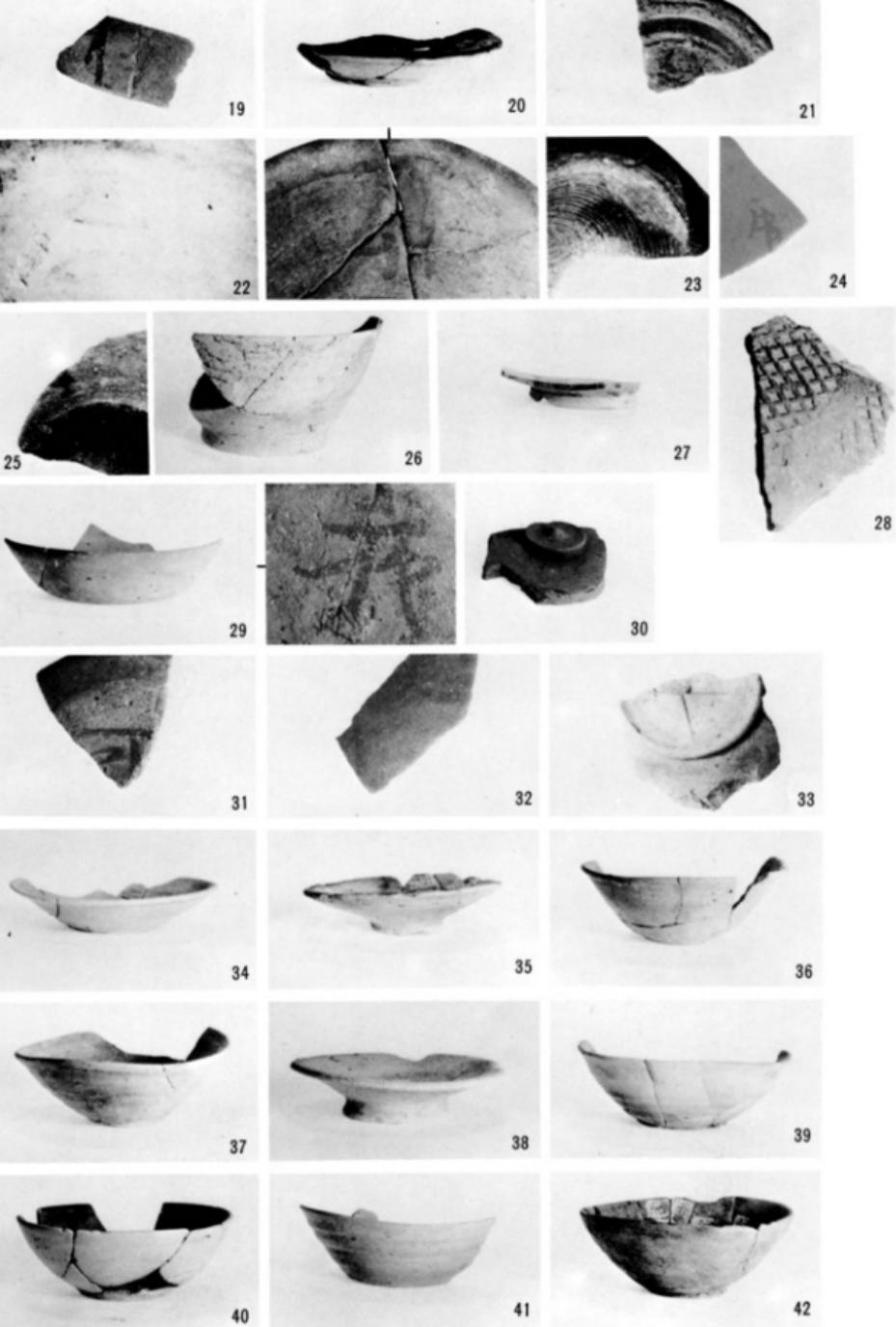
S X771 焼土遺構（西から）



図版18 第40次調査地 上 S F677 A・B 梁地跡断面（東から）
下 S F677 A・B 梁地崩壊土断面（南東から）



図版19 第39次調査出土遺物 1~14 黄褐色砂 15~18表土・黒色砂



圖版20 第39次調查出土遺物 19~28黃褐色砂 29~42灰白色砂



43



44



45



46



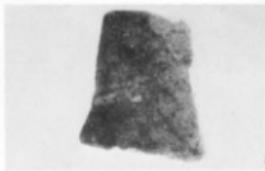
47



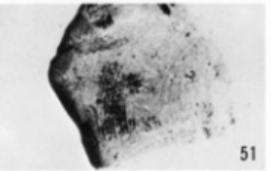
48



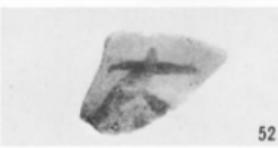
49



50



51



52



53



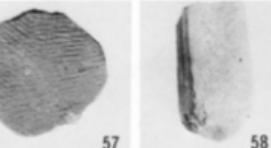
54



55



56



57



58

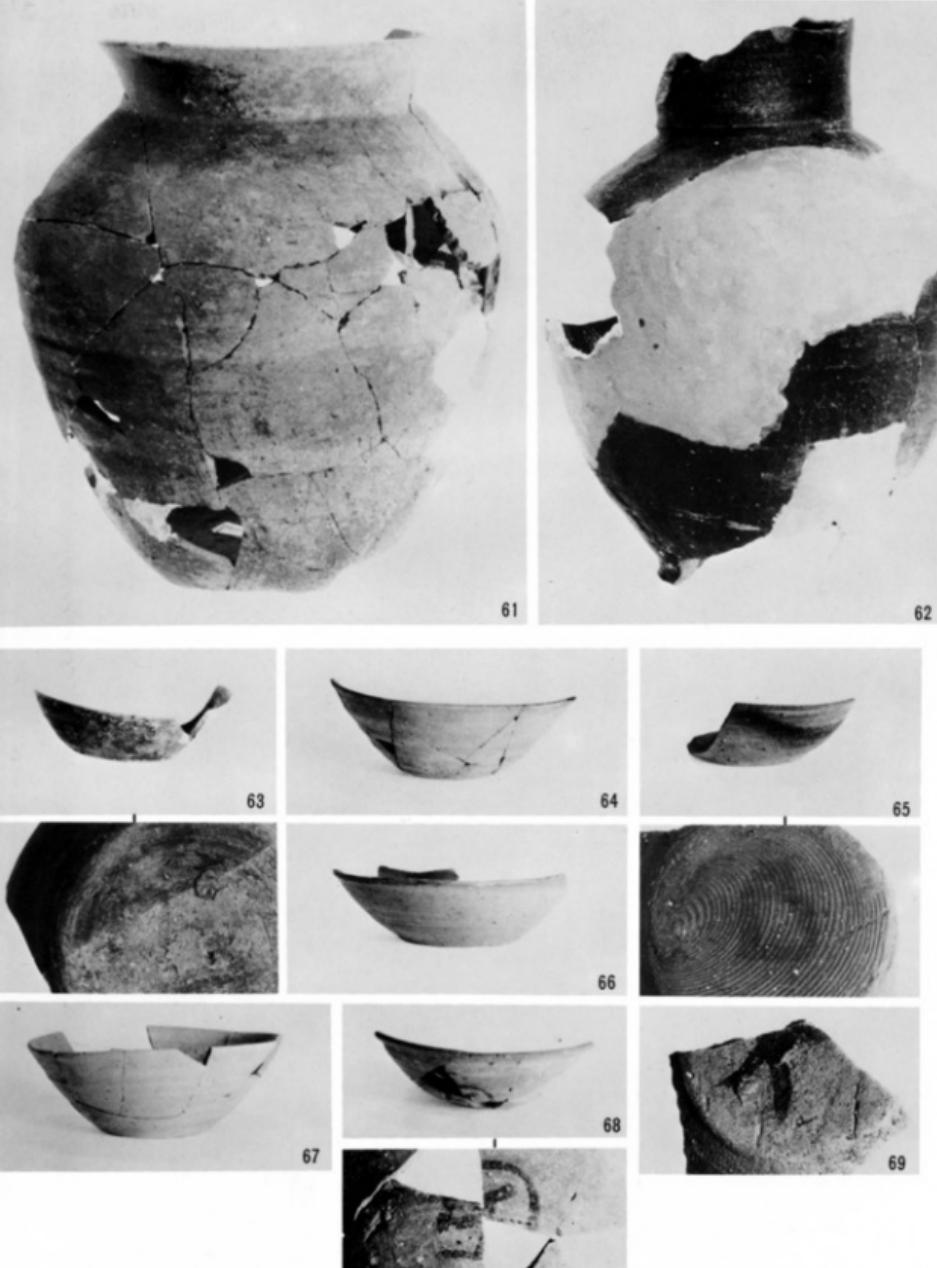


59



60

図版21 第39次調査出土遺物 43~60灰白色砂



図版22 第39次調査出土遺物 61・62灰白色砂 63～69泥炭層



70



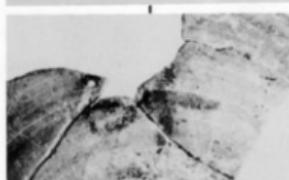
71



72



73



74



75



76



77



78



79



80

図版23 第39次調査出土遺物 70~80泥炭層



81

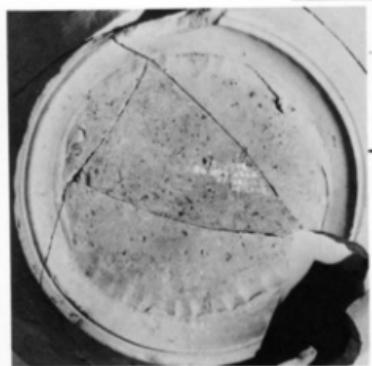


82

圖版24 第39次調查出土遺物 81・82泥炭層



83

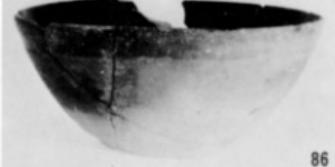


84

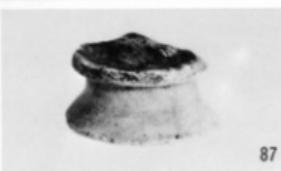
図版25 第39次調査出土遺物 83・84泥炭層



85



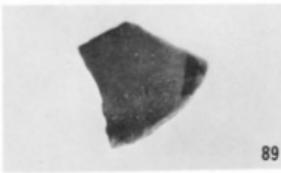
86



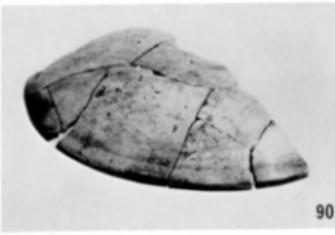
87



88



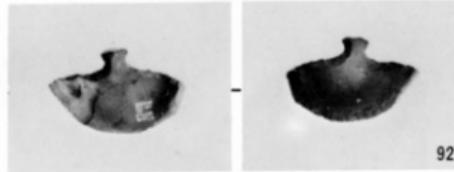
89



90

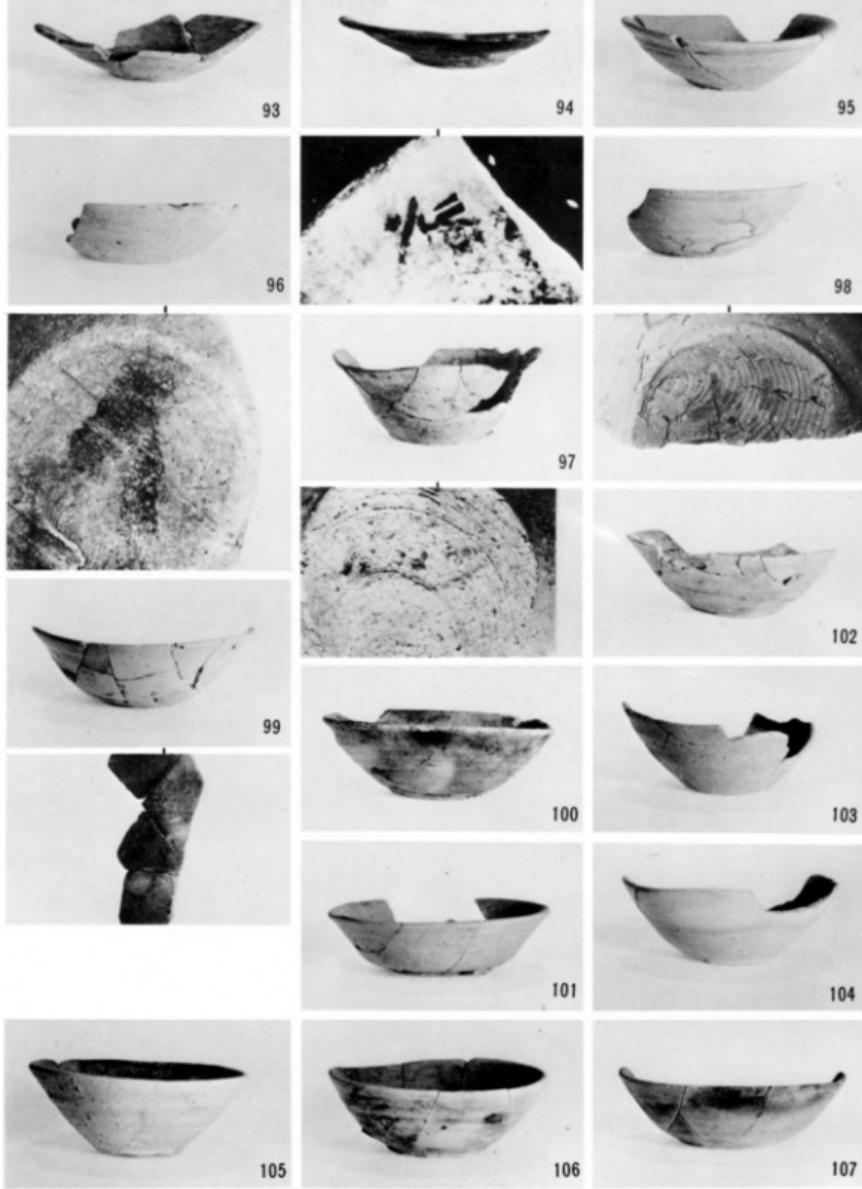


91

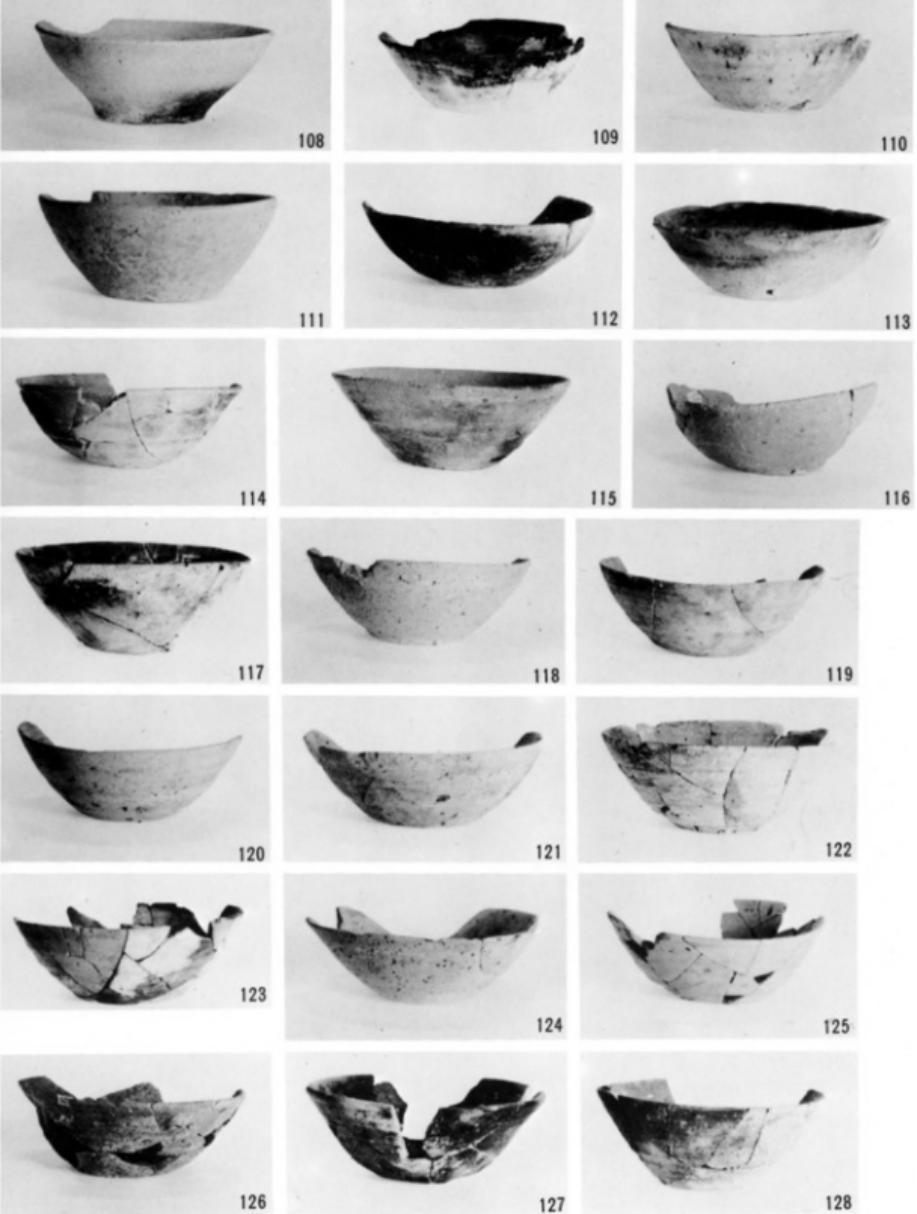


92

圖版26 第39次調查出土遺物 85~92泥炭層



図版27 第39次調査出土遺物 93~107泥炭層



図版28 第39次調査出土遺物 108~128泥炭層



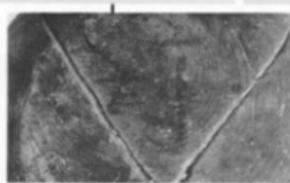
129



130



131



132



133



134



135



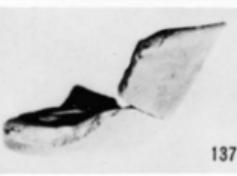
136



137



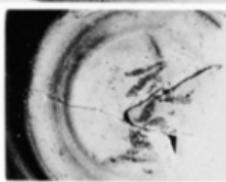
138



139



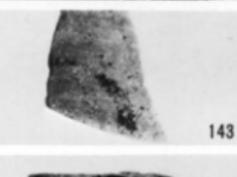
140



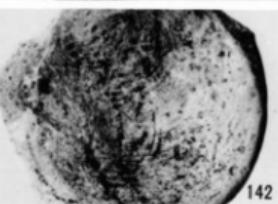
141



142



143



144



145

圖版29 第39次調查出土遺物 129～145泥炭層



146



147



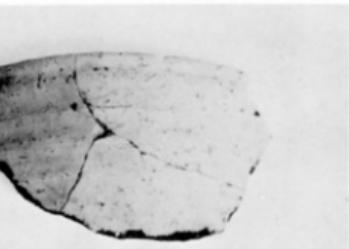
148



149



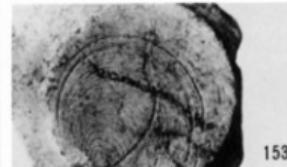
150



151



152



153

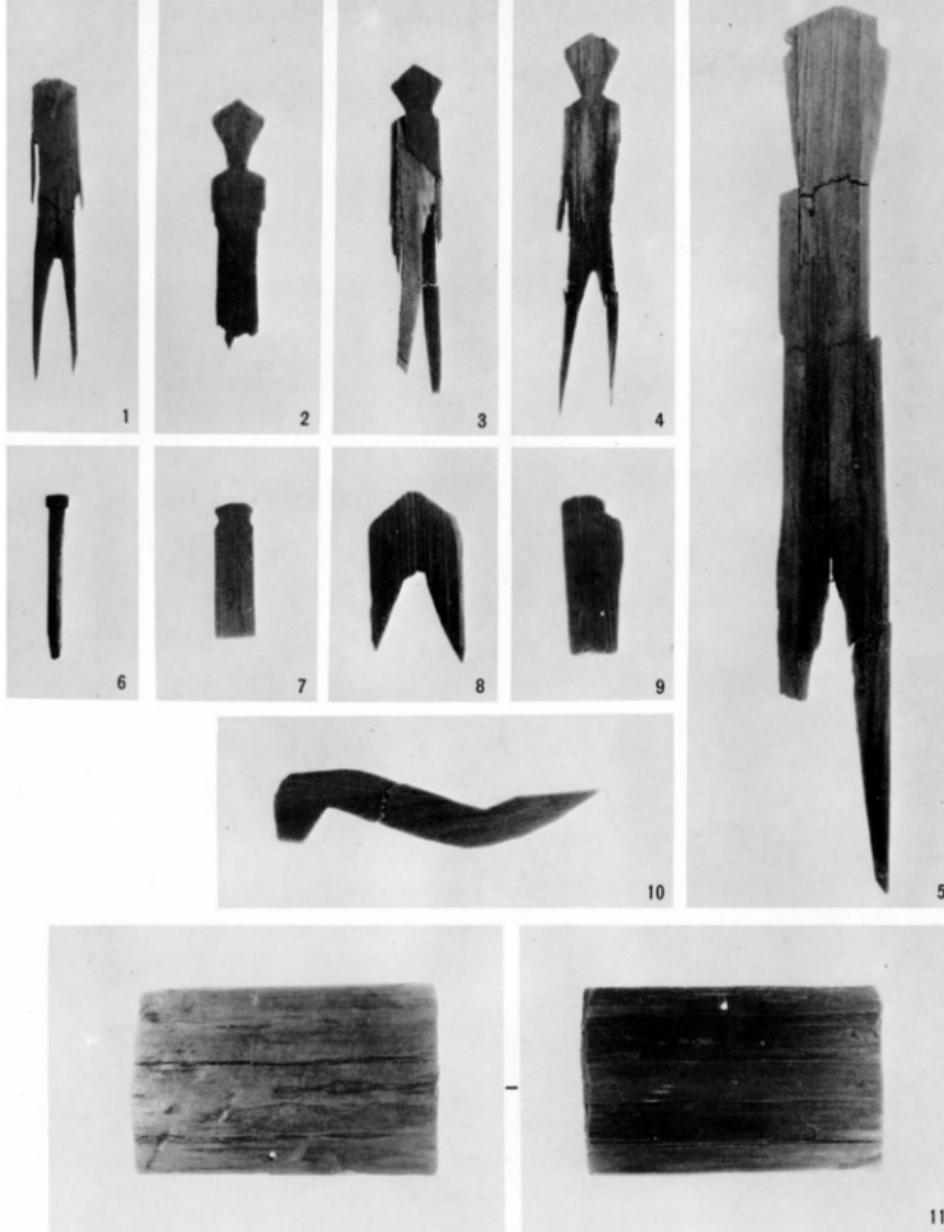


154



155

圖版30 第39次調查出土遺物 146·147·154泥炭層
148~152·155 S D738大溝
153 S D737溝



図版31 第39次調査出土遺物 1～5・9 人形
 10 馬形
 6 木釘状木製品
 7 付札状木製品
 8・11 不明木製品



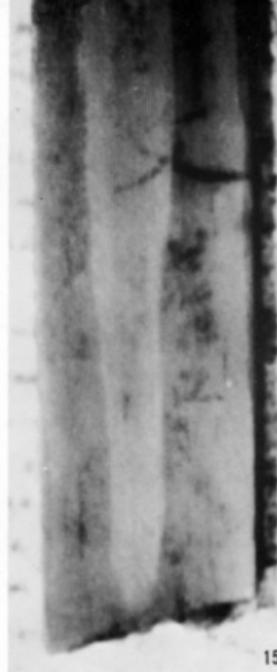
12



13



14



15



16

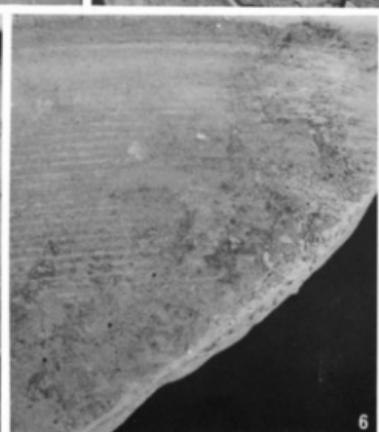
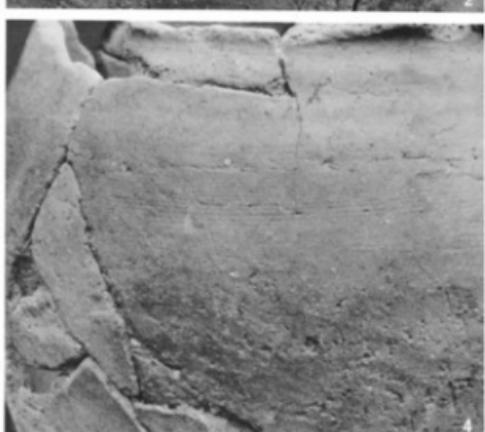
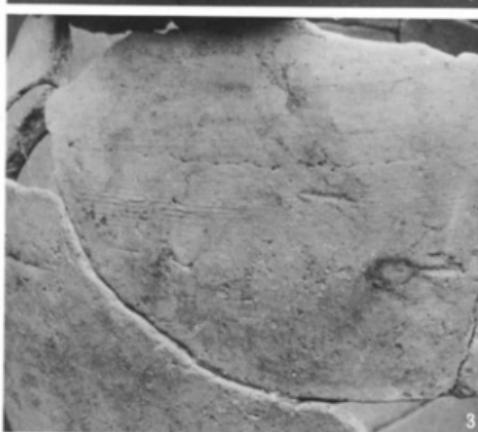


17



18

図版32 第39次調査出土遺物 12・13畜串・刺串 14~18木簡



図版33 第39次調査出土遺物 人面墨書き器



8



9



10



11



12



13

図版34 第39次調査出土遺物 人面墨書き器



14



15



16



17



18



19

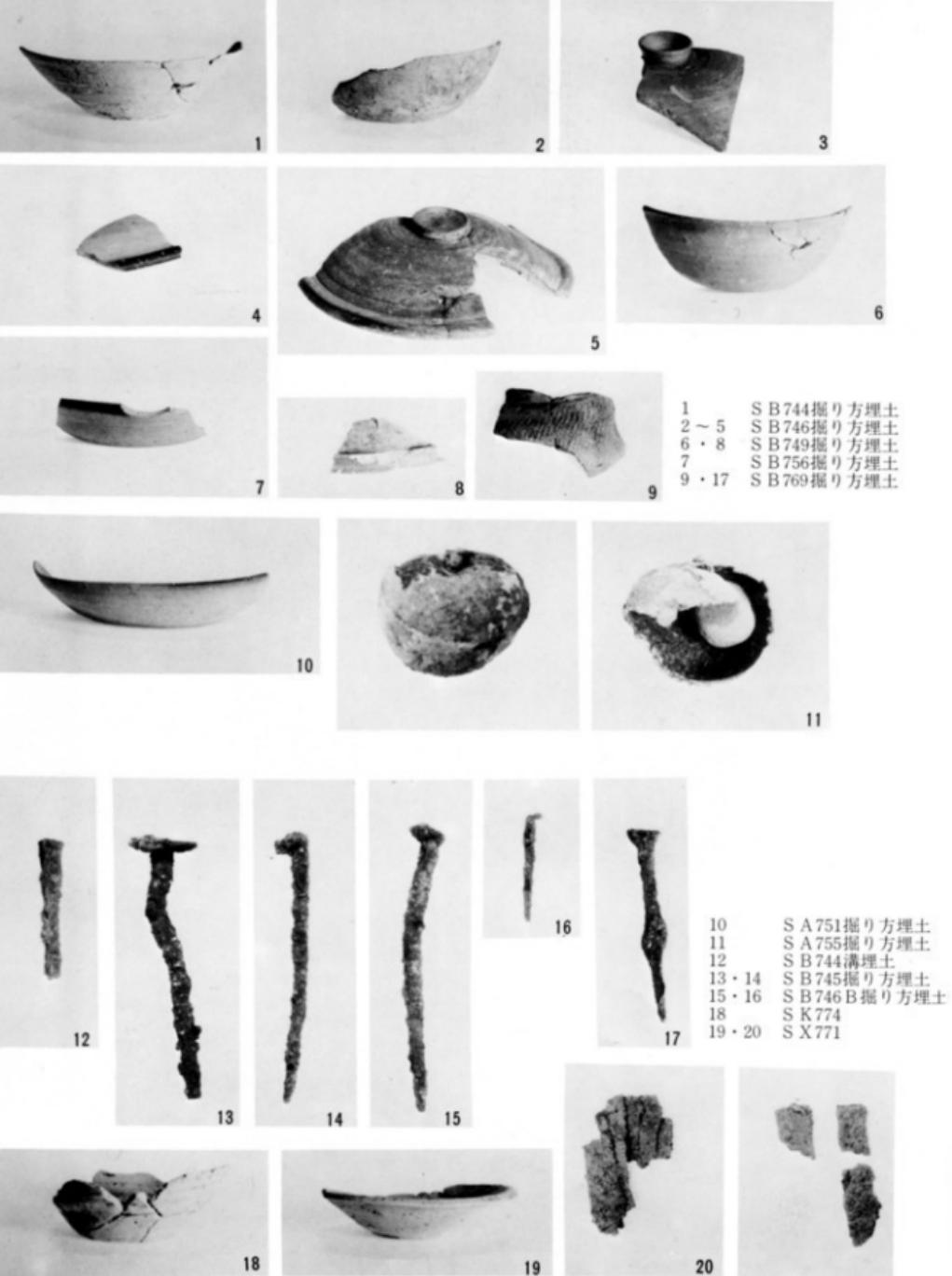


20



21

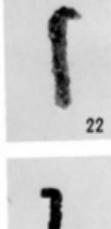
图版35 第39次調查出土遺物 人面墨書土器



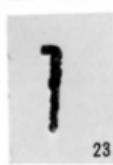
図版36 第40次調査出土遺物



21



22



23



24



25



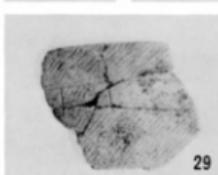
26



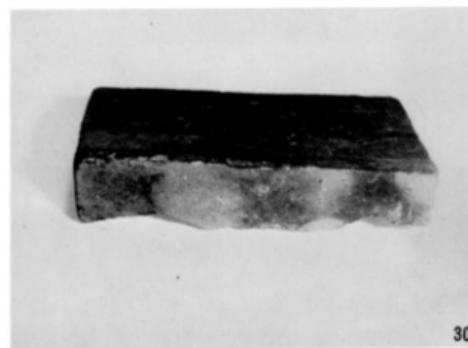
27



28

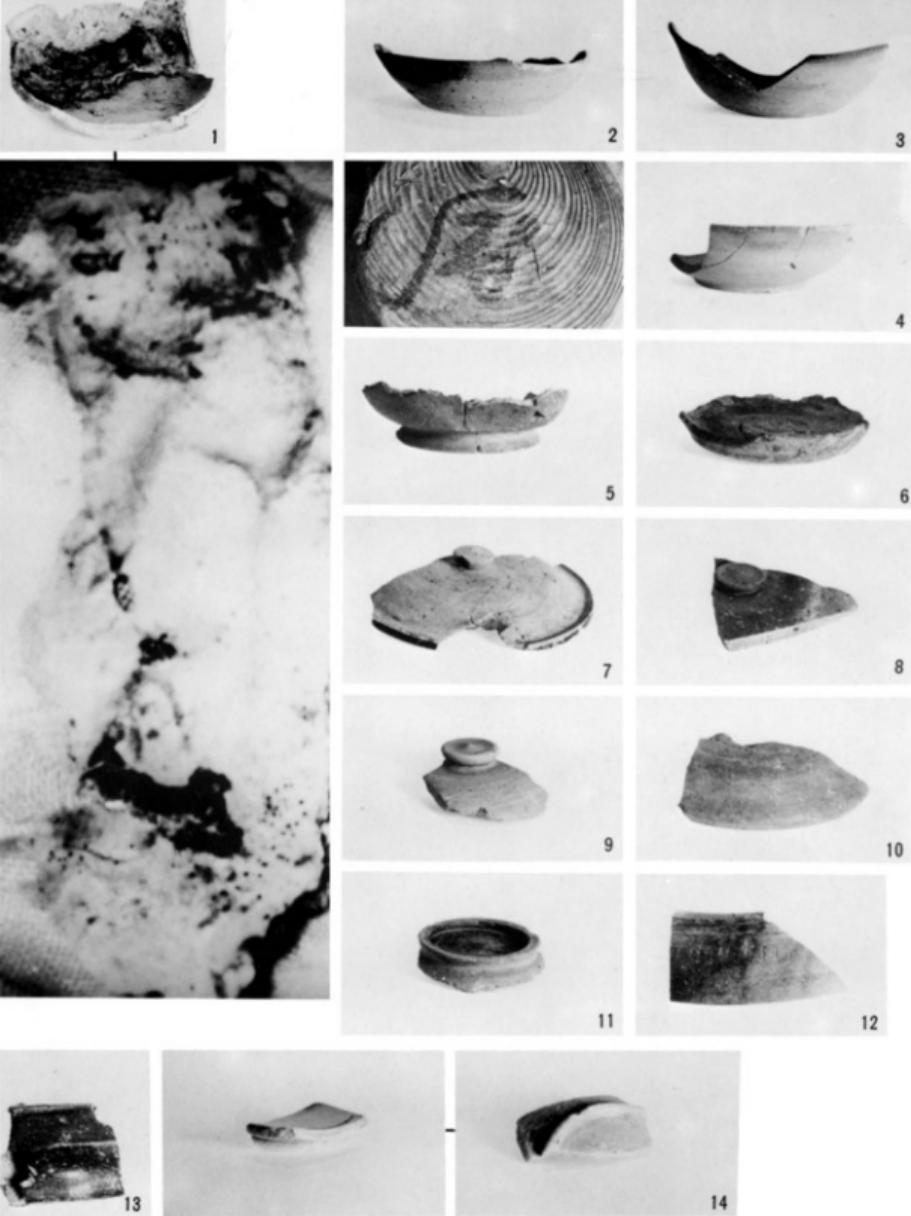


29



30

- 21・22 S X771
23 S X772
24・26 S K668
27・30 崩壊土層
28 褐色砂層
29 地山飛砂層



圖版38 第40次調查出土遺物 1~14表土・耕作土



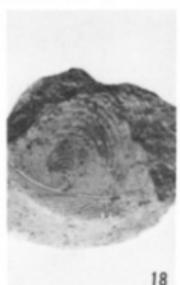
15



16



17



18

19



20



21



図版39 第40次調査出土遺物 15~21表土・耕作土

秋田城跡発掘調査事務所要項

I 組織規定

秋田市教育委員会事務局組織規則 拠点（昭和37年5月8日 教育規則第3号）
改正 昭和52年11月21日第11号

第1条

4. 第3条第4項に掲げる事務を分掌させるため、社会教育課に所属する機関として、秋田城跡発掘調査事務所を置く。

第3条

4. 秋田城跡発掘調査事務所における事務分掌は、おおむね次のとおりにする。

一、史跡秋田城跡の発掘に関すること。

二、史跡秋田城跡の出土品の調査および研究に関すること。

II 発掘調査体制

1) 調査体制

秋田市教育委員会

教育長 高泉宏作

社会教育課長 佐藤 風

調査機関

秋田城跡発掘調査事務所

所長（參事）佐々木栄孝

文化財保護主事 小松正夫

社会教育主事 日野久

補佐員高橋学

2) 調査指導機関

宮城県多賀城跡調査研究所



発行 昭和60年3月31日

秋田市教育委員会

秋田マイクロ写真印刷(株)